

# 官報

号外 昭和五十三年四月七日

## ○第八十四回国衆議院會議録 第二十号(一)

昭和五十三年四月七日(金曜日)

議事日程 第十八号

昭和五十三年四月七日

正午開議

第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会、内閣提出)

第三 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明及び質疑

日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会、内閣提出)

日程第三 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案(内閣提出)

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(保利茂君) 内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣熊谷三郎君。

〔國務大臣熊谷三郎君登壇〕

○國務大臣(熊谷三郎君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

原子力の開発利用は、わが国におけるエネルギーの安定供給に重要な役割を果たすものであります。その円滑な推進を図るためには、原子力発電所からの使用済み燃料を再処理し、計画的かつ安全に処分するとともに、回収されたウラン及びプルトニウムをリサイクルさせて使用することにより、限られたウラン資源を有効に利用することが不可欠であります。この再処理は、いわば核燃料サイクルのなかめともいべきものでありまして、エネルギー資源に乏しいわが国にとって、とりわけ重要な意義を有するものでございす。

このような観点から、核燃料サイクル確立の一

環として、原子力の平和利用と安全の確保を図りつつ、使用済み燃料の再処理を計画的に推進する体制を確立するとの基本的考えのもとに、これまで動力炉・核燃料開発事業団において、東海村に、わが国初の再処理施設の建設を進めてまいりました。本施設につきましては、一年半にわたる慎重な試験を重ねた結果、米国との間の交渉を経て、昨年九月から使用済み燃料を用いた試運転に入っているところであり、本年秋には本格的な操業に入ることとなっております。

もとより、この再処理施設のみをもって、今後わが国の再処理需要に対処することは不可能であります。したがって、当面は、やむを得ず海外への再処理委託と本施設によって対処することといたしておりますが、それ以降のわが国の再処理需要に適確に対処してまいりますためには、今後、動力炉・核燃料開発事業団における技術と経験の蓄積の上に立って、新たな再処理施設の建設を進めていくことが不可欠であります。

加えて、再処理施設の建設には十年以上という長期間を要することを考え合わせますと、その建設準備に一刻も早く着手しなければならぬ時期に立ち至っております。

現在、再処理事業につきましては、動力炉・核燃料開発事業団及び認可を受けた場合の日本原子力研究所に限りこれを行うことができますこととなっておりますが、前述のような諸情勢に対処し、新たな再処理施設の建設にわが国の総力を結集して当たり得るよう、再処理事業を行うことができる者の範囲を拡大いたしますとともに、それに伴って、再処理事業の規制の一層の充実強化を図る等の措置を講ずる必要があります。

一方、国際核燃料サイクル評価、いわゆる INFCOE の開始等、核の不拡散をめぐる世界の情勢はとみに厳しさを増しつつありますが、わが国としては、原子力の平和利用と核の不拡散は両立し得るとの基本理念に立脚し、使用済み燃料の再処理とプルトニウムの利用を計画的に推進し得る

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する沢田広君の質疑

体制を確立し、もってわが国の自主的な核燃料サイクルを確立するとの基本的な考え方を国際的にも強く貫いてまいりてまいる所存であります。次に、本法案の要旨を簡単に述べさせていただきます。

第一は、動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所以外の者も、内閣総理大臣の指定を受けた場合には、再処理事業を行うことができることとする。第二は、再処理事業を行うことができる者の範囲を拡大することであり、

第二は、再処理事業者は、再処理施設について内閣総理大臣の使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととする等、再処理事業の規制に關しその充実強化を図るとともに、関係規定の整備を行うこととあります。以上が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(保利茂君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。沢田広君。

〔沢田広君登壇〕

○沢田広君 私、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案されました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

核問題を取り上げるに当たって、わが国は世界の唯一の原爆の被災国であります。多くの国民が犠牲となり、今日においても被爆者援護法も不成立のまま、その人たちは暮らして、健康に重い負担を負っているところであり、

戦後三十年、戦争の痛手はぬぐい切れない被爆

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する沢田広君の質疑

六六四

者の叫びとなり、訴えとなっており、ノーモア・ヒロシマの声は総理の耳に入らないのでありましようか、お伺いをいたしたいと思います。

日本は、この痛手の中から平和憲法を定め、恒久の平和を希求し、公正と信義を信頼し、全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和な生存を宣言をいたしたのであります。さらに、日本国民として誇りをもって言い得る憲法第九条の戦争放棄も、いまや侵されようといたしております。きわめて遺憾と言わなければなりません。

私は、まず、これらの精神が尊重され、傷つけられないことが、将来に対する私たちの義務であり、また、最大限に守られなければならないものと思っておりますが、総理はいかがお考えでありますでしょうか。

翻って、わが国のエネルギー事情は、核物質によるエネルギー資源がその一部を担わなければならない時代になっていることは、あえて否定するものではありません。しかし、そのためには、特に慎重な対応が必要であり、国民の理解、納得、安全保障が求められており、これらについて政府のとってきた措置は、まさに国民不在、問答無用の論理であり、きわめて遺憾と言わなければなりません。

政府は、今回発生した嘆かわしい成田の事件に關して、改めて農民、住民との対話、話し合いを十二年ぶりに誠意をもって行い、昨日のこの議場で述べられたところでありますが、この精

神、姿勢は、核問題についても同様であり、謙虚に地域住民の意見を聞く姿勢が持たなければならないと思います。どのようにお考えになっておられるのか、お伺いをいたします。

そもそも原子力、核の開発利用は、平和の目的に限り、民主的運営と自主、公開がその前提であることは言うまでもありません。これからの施設について、この原則は守られるのでありましようか。また、放射線の障害を防止し、あわせて公共の安全を確保する所要の措置を講ぜられるのでありましようか。

現在、茨城県東海村でホットテストとして稼働いたしております再処理工場は、本格操業に入りますと、年間二百トンのウランと、一・五ないし一・六トンのプルトニウムが取り出される計算であります。このプルトニウムの量は、長崎に落とされた原爆の約二千倍分に相当する量であります。これは当然のこととして、米国防務省の大統領の核外交の規制の対象になったのであります。一方、廃棄物の量はどのくらいでありますか。

再処理工場から出てくる放射性廃棄物は多様であります。まず、貯蔵タンクに保管される高レベルの廃棄物の量は、一年間で実に約六億キュリーにも達するのであります。このほかに、工場内には高レベルの固体廃棄物、中レベルの液体廃棄物が貯蔵されるわけでありましよう。さらに、常時この環境の中にまき散らされる放射能を受ける量も膨

大なものに達するのであります。たとえば、クリプトンなど気体状のものは毎日八千キュリー、年間二十四万キュリーにも達するのであります。海に流される液体状のものは一日〇・七キュリー、年間二十万キュリーにもなるのであります。

ところで、一キュリーとはどのような量でありましようか。たとえば、セシウム137の場合、一キュリーの放射性物質を半日ほど身にまといたとすれば、確実に死亡する量であります。再処理工場からいかに膨大な殺人的放射能が出てくるか、よく御理解をいただけるものと思えます。

さらに重大なことは、遺伝的にも大きな影響を与えるトリチウムは、気体、液体の両方で一日二百キュリー、年間六万キュリーにも及ぶ量が出てくるのであります。

このような再処理によって発生するプルトニウムは、また、そのまま核兵器になることは御承知のとおりであります。これを所有することは核保有国を目指すものと解されるわけでありましよう。加えて、他の放射能に比較にならない被害の大きな物質でもあります。プルトニウムが万一紛失とか、盗難とか、漏出とか、全く許されないものであります。加えて、今日的な課題としての核ジャックの対応にもなりかねないのであります。まさに杞憂であることを願いながらも、依然としてその危険性は存在しているのであります。これによる警備は、単に処理工場にとどまらず、付近住民への自由の侵害、行動の抑制、立入調査

など、プライバシーの侵害となつてあらわれることも十分考えられるわけでありましよう。いかがでありますか、お答えをいただきたいと思えます。

一方、今日までに発生した事故も見逃すわけにはまいりません。これは将来に対する警告でもあるからであります。

東電一号炉の冷却水循環パイプの故障、あるいは炉心冷却装置パイプのひび割れ、美浜、高浜の蒸気発生器の故障等々、きわめて憂慮すべき事故が連続をいたしております。

また、ここに働く労働者、特に下請の人あるいは臨時工など、生命に危険をもたらす被曝量は日を追うて増大をしている現状であります。

この事実をどう認識されておられるのでありましようか。単なる手違い、設計のミスだ、操作のミスだと見逃すわけにはいかないものと存じましよう。いかがでありますか。

要するに、研究の不十分、実験の不足、その段階にあるということだと思えます。さらに大規模災害をこれから招かないとの保証は全くないのであります。少数の犠牲の上に立つ、あるいは力ではなれないと思えますが、いかがお考えになっておられるのでありましようか。

従来は、開発事業団と原子力研究所だけに許されていたこの危険な作業が、今回は「政令で定める」として、民間法人などの手によって行われま



昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する沢田広君の質疑

ますか。また、総理は、絶対に核武装はあり得ないと言明されましたが、そのとおりでありましょうか。(発言する者あり)

今後、国際間の合意の上に立って、循環禁止の項目について、再処理に硝酸プルトリウムの処理について、軍事転用、核爆発を行わない、防護措置、保障措置を明らかにする等の提起が求められておりますが、政府の見解を伺いたいと思っております。

なお、ウラン輸入について、カナダによるわが国の保障措置不全による輸入停止、オーストラリアの同様の措置は、わが国の対応水準の低さを物語るものではないかと思いますが、いかがでありましょうか。明確な御回答を賜りたいと思っております。以上をもちまして、質問を終わりたいと思っております。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳夫君) 核に対する国民感情をどういふふうに受けとめておるか、このような御質問でございますが、わが国は、核につきまして、世界でただ一つの犠牲となったわけであり、そういうことで、核に対する国民感情は、わが国におきましては世界でも格別なものがある、こういうふうな理解をいたしております。

しかしながら、核はこれを平和的に利用をしなきゃならぬという世界の大勢である。石油中心の時代、これが大変細くなってきた。それがまた、場合によりましたならば終わるかもしれない。そ

ういう際に、それにかわって核平和利用、これが世界の大勢となるうとしておるのであります。わが国といたしましては、その大勢に乗りおくれではならないのであります。国民感情、これは十分に承知しておりますけれども、核平和利用、これがわが国の、国民の生活を維持するとい

うためにどうしても必要であるということをよく理解をさせていただきながら、この核政策を進めてまいりたい、このように考えております。また、わが国の核外交といえますか、これにつきましてどういふふうな考えかというお話でございますが、これはしばしば申し上げておるところでございますけれども、わが国は非核三原則を持つておるのであります。また、原子力基本法を制定いたしました。また、核兵器不拡散条約に加盟をいたしております。さようなことで、核は

これを持たない、兵器としてこれを使わないということを世界に宣言をいたしておる国柄でございます。わが国がそういう立場をとっておる、これは私は、世界の平和のために非常に貴重な立場だ、こういうふうな思っております。わが国の今日の経済力をもってすれば、わが国の科学技術の水準をもっていたしますれば、わが国は今日、決意をし、欲しますれば核兵器を持ち得るのであります。その持ち得る立場にあり、持ち得る力を持つこのわが国が、あえて核兵器は持ちませんという立場をとっておることは、世界の平和に対して非常に大きな意味合いがある、この

ように考えるのであります。

わが国は、そのように核を持ち得る能力を持ち、そういう立場にもありながらその核は持たぬという立場をとりながら世界の平和に貢献をいたしてまいりたい、このように考えておりますが、これがわが国の核外交の基本的な考え方でございます。

また、沢田さんは、東海工場の運転につきまして、日米再処理交渉で二年後に再協議をするということになっておる、その見通しははっきりしない今日の段階におきまして、このような立法をいたし、第二再処理工場の民営化を考慮することは早計ではあるまいかというお話でございますが、昨年の日米再処理交渉におきましても、米側は第二再処理工場の建設の可能性を決して否定しておりません。今回の法改正、新会社の設立、土地の取得等につきましては差し支えない、こういう見解を示しておるのであります。御懸念の点は無用でございます。

また、最後に、沢田さんは、憲法第九条に触れられまして、憲法第九条の解釈を非難されておりますけれども、私どもの政府の統一した憲法解釈は、憲法第九条は、わが国が自衛のために必要であるところの必要最小限の装備を否定しておるものではないのであります。わが国は生きた国家であります。それが、わが国が侵略を受けた、その際にわが身を守る、これはわが国の権利でなければならぬ、このように考えるのであります。その

必要最小限の装備につきましては、それが核兵器であろうがなからうが差別はないのだ、そういう見解でございます。

ただ、憲法の第九条の解釈論はそういうことでございまして、わが国はただいま申し上げましたように非核三原則を持つておる、また、原子力基本法を持つておるわけでありまして、また、核兵器不拡散条約に加盟をいたしておるわけでありまして、そういう意味であり、特に、非核三原則につきましては国会満場一致の御決議でもあり、私どもは国是にも似た大原則である、このような立場でこの原則を堅持したい、このように考えておるのであります。この見地から、いかなる核装備でありましても、いやくも核装備は絶対に持たない、このようにいたしておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣熊谷太三郎君登壇〕

○國務大臣(熊谷太三郎君) ただいま総理からお答えいただきました以外の問題につきましてお答えを申し上げます。

まず、エネルギーとしての核の問題でございますが、これは総理からも一言いたしました、エネルギーの海外依存がきわめて重要なわが国といたしまして、エネルギーの安定供給を図りますためにどうしても石油代替エネルギーとも言うべき原子力の開発が当面不可欠のことであることは、国民の御理解されているところであります。そこで、この原子力開発の問題につきまして、

特にいろいろの問題がありますが、立地の際における地元住民との対話を十二分に行うべきである、こういう御意見がありました。これはまことにごもっともであります。私も、現在までまだその対話が足らざることを悔いているわけでありまして、今後とも十二分に住民各位との対話を進めまして、御納得を得た上でこの立地を進めてまいりたい、このように考えているわけでありす。自主、安全、公開、これらの三原則を堅持するという事は申すまでもないわけでありす。

また、特に今回、現在行っております東海村の再処理施設におきまして、安全の確保あるいは放射線その他の問題に関するいろいろな点につきましては、十二分に今後ともその確保に努力してまいりたいと考えております。

また、核ジャックの問題でございますが、これも御心配はごもっともであります。これにつきましても、設備あるいは治安当局との連絡、その他あらゆる面からそのような危険がないように万全を期してまいりたいと考えております。

そのほか、現在のこの計画を民営にやらして、そしていろいろな支障がないかというお話でございますが、再処理の問題につきましては、先ほど趣旨説明のときにも申し上げましたように、いよいよ日本が核燃料サイクルの確立を目指しまして今後進めてまいりますためには、官民、政府と言わず、民間と言わず、総力を挙げて、

この再処理体制を進めてまいらねばならぬわけでありまして、このために、やはり何としても民間の活用を図ってまいらねばならぬ、このように考えるわけでありす。

民間にやらせれば、安全その他の問題について支障が生ずるおそれがないかという御心配もありましたが、その点につきましては、政府が今後とも全責任を持ちまして、そのような心配がないように進めてまいりたいと考えるわけでありす。

なお、「むつ」の問題につきまして、何か説明できることがあつたらせよというお話のように承りましたが、「むつ」の問題につきましては、誠心誠意いま佐世保港に対してお願ひしている段階であるということをお願いしてございす。

あるいは答弁漏れがあるかもしれないが、一応これをもって御答弁いたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 青山丘君。

〔青山丘君登壇〕

○青山丘君 私、民社党を代表して、ただいま趣旨説明のありました、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に関して、総理並びに関係大臣に対して質問を行うものであります。

いまやエネルギー資源の安定確保はわが国にとって重要な課題であり、石油ショック以降の狂乱物価、そして今日の深刻な不況を通じて、われわれはこれを痛切に体験してまいりました。

わが国は、海外依存度が100%に近い石油によってエネルギー資源の七三の供給を受けてき

ましたが、今日、アラブ産油国はその資源を温存させ、十年後には増産が限界に達して、供給不安が決定的になる事態も予想されます。核融合を初め、太陽熱、地熱、水素など、この地球上に無限に存在する自然エネルギーを最大限に活用する新エネルギーの研究開発に力を注ぐべきはもろろんのことでありすが、これは二十一世紀のエネルギーであつて、しよせんエネルギーの谷間をつなぐことはできません。その意味で、石油にかわり得るエネルギーとしての原子力開発が大幅に立ち

おくれたことは、政府が確固たるエネルギー政策を確立してこなかったからだと断じざるを得ません。このまま推移するならば、わが国のエネルギー問題は、まことに憂慮すべき状況に立ち至ることは必至と言わなければなりません。したがつて、早急に総合的なエネルギー対策を講ずべきですが、総理はわが国のエネルギー対策についていかなる見通しをお持ちであるか、いかなる総合的な対策を講じられるのか、時期的なめどを含めて、政府の基本認識と対応策について明快なる御答弁を求めます。

私は、今後のエネルギー対策の最重要課題は、一つにはエネルギー資金対策の確立であり、いま一つは省エネルギーの徹底であり、さらには原子力を中心とする代替エネルギー開発にあると考え

ます。

そこでまず、エネルギー資金対策について伺います。

これからのエネルギー開発の重点は、新しい分野の技術開発であり、巨額のエネルギー資金が必要となります。これに対処して石油税が新設されようとしておりますが、問題は、各省庁個別に予算が計上され、総合的エネルギー資金対策を講ずるにはほど遠い実態であります。去る昭和五十二年八月に報告されました総合エネルギー政策について、政府は、これまでの国会答弁を通じて、その報告中の対策促進ケースを述べ、このことを明らかにしておりますが、その場合の必要資金は、昭和六十年までに、物価上昇分を含めて、およそ八十八兆円、そのうち公的資金については五十二年価格で七兆円となっております。政府は、これらの資金計画について、まだ具体策を明らかにしておりません。それは、まさに政府のエネルギー政策の欠如を示すものであります。昭和六十年までに政府はこれらの公的資金をどのようにして確保していくのか、その具体的構想を明らかにしていただきたい。

なお、この際、現在のエネルギー関係予算及び個別の特別会計を一元的に運用するとともに、政府関係資金を確保するために、民社党は、この際新たにエネルギー特別会計を設けるべきだと考えておりますが、大蔵大臣の御見解を伺います。

次に、省エネルギー対策について伺います。

わが国の過去十年間におけるエネルギー消費量

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する青山丘君の質疑

六六八

は、年平均八・九%にも達し、世界平均の四・八%を大幅に上回ってきました。米國に次いで自由世界第二位のエネルギー消費國となつています。このことは、諸外國以上に省エネルギー対策を強力に展開しなければならぬということであり

さきに述べました対策促進ケースにおいては、昭和六十年段階で一〇・八%の省エネルギーを達成しなければなりません。現状では遅々として進んでおりません。石油供給並びに原子力エネルギーの限界から言つて、対策促進ケースに示された程度の省エネルギーの実現は最低限の要請だと思いますが、省エネルギーに対する政府の具体的な対策について、通産大臣の御見解を求めます。

石油代替エネルギーとしての当面の主力は原子力に置くべきであると考えますが、政府の計画が今日まで円滑に進まない最大の難関は電源立地、備蓄基地など立地難にあると考えられますが、その原因はどこにあると認識されておられるのか、またどのように対応される覚悟か、お答えをいただきたいのであります。

エネルギー問題は本来脱イデオロギーで考えられるべきものであります。立地反対運動は、ある種の政治運動と結びついて問題を複雑かつ困難にしてまいりました。こうした点についての御認識と、また対応策をお持ちでありますか。

次に、新型転換炉について伺います。御承知のように、動燃が開発した新型転換炉の

原型炉である「ふげん」が臨界に達して実用化に向けて大きく前進したことは、まことに意義あることとであります。にもかかわらず、政府が実証炉建設について消極的であることは残念でなりません。

プルトニウムを効率的に利用できる新型転換炉は核燃料サイクルにとって重要な地位を占めるとともに、将来の高速増殖炉の実用化に向かって、その技術開発は不可欠と言えます。したがって、わが國の自主技術開発の立場からも真剣に取り組みべきであります。今後政府は、新型転換炉の実用化に向けていかなる対策を講じられるのか、科学技術庁長官の確固たる対策を明らかにしていただきたいのであります。

次に、使用済み核燃料の再処理について伺います。ウラン資源の乏しいわが國においては、再処理システムの確立が不可欠の課題であり、さきに政府は、この認識のもとに、東海村工場の発足についてアメリカ側との合意を暫定的に取りつけることに成功しましたが、問題は、その再処理の実施体制の確立であります。その意味で、第二再処理施設の建設が今後どう具体化されるかがきわめて重要な課題であります。この点に関する政府の方針を伺いたいと存じます。

現在の再処理をめぐる国際情勢は、日米交渉を見るまでもなく、まことに険しいものがあります。世界で唯一の被爆國であり、非核三原則を國是と

するわが國としては、核の拡散防止については世界の主導的役割りを果たしてまいらなければなりません。したがって、一方において、原子力の平和利用についても厳しい国際規制を受けなければならぬ事態に立ち至ることも想起されます。このような意味からすれば、さきの日米交渉において、原子力の平和利用と核の拡散防止は両立し得るとの見解、基本理念を貫かれたことに對し、私は賛意を表するものであります。

その際の共同声明によりますと、日米兩國は、新たな再処理施設に関する主要な措置はとらない旨、合意されており、法改正を行い、新会社の設立、土地の選定等の措置をとることは、この共同声明に沿っているものかどうか、お尋ねいたします。

また、今後の問題としては、昨年十月から開始された国際核燃料サイクル評価、INFCCEへの対応がきわめて重大であります。ここにおいても、わが國の自主的立場を損なうことなく、積極的に対応していくべきと思うが、政府の所信を伺いたいのであります。

さらに、INFCCEに對していくためには、核燃料サイクルについて、わが國としてのコンセンサスが確立していなければなりません。もし、再処理の実施体制を整備し、わが國としての核燃料サイクルを確立していこうとの国内的なコンセンサスがなければ、国際的にわが國の立場を認めさせることなど、とうていでき得るものではありません。

ません。政府の御見解を求めます。

一部には、INFCCEの終了を待って、再処理についての世界の方向を見きわめた上で、再処理民営化を議論するべきであるとの考えが、このような意味からすれば、これはまさに本末転倒の議論であると言わなければなりません。むしろ、INFCCEの期間中にこそ、本問題についてわが國としての明確な方針を打ち出し、それを背景に国際議論に臨むべきであります。

再処理に関する政府の方針並びにINFCCEに臨むわが國の立場について、政府は具体的方針を明らかにしていただきたいと存じます。

以上、私は、原子力開発の重要性と核燃料サイクル体制確立の重要性にかんがみ、政府が今後原子力開発に積極的に取り組まれることを期待して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田起夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田起夫君) お答え申し上げます。

青山さんは、石油代替エネルギーが大変開発がおかれておる、それを心配されておるわけでございますが、ついでには、今後のエネルギー確保の見通しはどうか、こういう御質問でございます。

昭和五十年代をとらえてみても、この問題は非常に重要で、雇用の確保というふうなことを考えましても、どうしても六%成長は必要だといふふうに見ておるのです。それを実現可能ならしめる前提条件、これは、何といつてもエネルギー

ギーの確保というところにあるわけでございますが、御承知のように、いま石油エネルギーに依存をしておる。その石油が、十年、十五年先になるとかなり窮屈になるといふ見通しでございます。そういうことを考えますときに、代替エネルギーの開発などを含めまして、これは総合的なエネルギー対策というものを持たなければならぬ。そこで、何と申しましても、石油の供給、まあ先々は窮屈になりますけれども、そういう中におきましても、わが国といたしましては、できるだけ供給の道を求めておかなければならぬ。その努力はいたします。

同時に、省資源、省エネルギー、この考え方をかなり強力に進めていかなければならぬだろう。このように考えておるのでありますけれども、それだけではどうしてこのエネルギー需要に対応するわけにはいきません。

そこで、何といたしましても新エネルギーの開発、これに本當に真っ正面から真剣に取り組まなければならぬ、このように考えておるわけでありますが、いろいろ検討いたしましたも、新エネルギーといいますと、いろいろ考えられますけれども、とにかく柱になるようなものは核エネルギー以外にはどうも当面なさそうでございます。そういうことを考えますときに、新エネルギー、つまり石油代替エネルギーの中軸といたしましては、何といたしましても核エネルギーに依存せざるを得なからう、このように考える。その

ように石油対策は進めますが、同時に、省エネルギー、また核エネルギー開発を中心といたしまして、とにかく六多成長、これに事欠かせないようにはびいたしたい、このように考えている次第でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) 御質問が二つございしますが、その一つは、省エネルギーをどう進めるかということでございます。

まず、この省エネルギーを進める体制でございますが、内閣に省エネルギー・省資源対策推進会議というものを設けてまして、ここが中心になりましてこの政策を進めております。

それから、なお、この省エネルギー政策を強力に進めますために法的な整備が必要であるということで、現在、省エネルギーに関する法律を準備中でございます。近く国会に提出する予定でございます。

それから、中小企業に対しましては、省エネルギーに関する情報を積極的に提供するようになっています。また、この五十三年度から、省エネルギーの技術の研究開発制度を設けることになりました。相当の予算も計上をいたしました次第でございます。この計画をいわゆるムーンライト計画と呼びますが、今後数年間にこれを積極的に進めたいと考えております。

配慮をいたしておりますが、特にことしから、税制面では新しい制度を設けることにいたしております。

次に、原子力の開発を進める上において何が問題になっておるかということでございますが、これはやはり国民の皆さんの理解をいたさなくということが最大の課題であると考えております。特に原子力発電の安全性、同じく環境の保全、これに万全を期していくということ、これが一番大事な点でございます。政府の方はさらにこの点につきまして一層積極的な努力が必要だと考えております。

そして、この点についての国民的な合意をつくり上げていくということ、形成をしていくということ、これが最大の課題であると考えております。この方向に努力してまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) 青山さんは、総合エネルギーの重要性にかんがみて、いまあります特別のいろいろな財源あるいは特別会計を総合して、総合エネルギー会計のようなものを設けたらどうか、こういう御意見でございます。

御承知のように、現在、エネルギー政策財源として追加いたしましたのは、石炭、石油については原重油関税が特定財源としてあります。なお、石油につきましては追加いたしました。今回、石油税の創設をお願いしているわけでございます。これらはそれぞれ同会計の石炭及び石油特別会計に入りま

して、特定財源として所定の目的に使われるはずでございます。

なお、電源開発につきましては、火力、水力、原子力発電を通じまして現在、電源開発促進税がございまして、これは御承知のように、電源開発促進対策特別会計に入りまして、いま、所定の目的に使っているわけでございます。

おっしゃる点は、将来非常に膨大な、十年間で五十一年価格で七兆円くらいかかる、この対策のためには、これらを全部総合すべきではないかという御意見でございます。

おっしゃる趣旨もよくわかるのでございますが、現在の制度もそれなりに働いていると思っております。したがって、この夏には、総合エネルギー調査会での財源問題が検討されるはずでございますので、それらの検討の結果を踏まえて十分対処してまいりたい、かように考えているところでございます。(拍手)

〔国務大臣熊谷太三郎君登壇〕

○国務大臣(熊谷太三郎君) ただいまいろいろお尋ねのありました点につきまして、それぞれ各大臣からお答えがございましたが、二番目にお答えになりました原発立地の促進でございますが、これにつきましましては、通産大臣からお話がありましたが、地元の方々と徹底的な了解がつかなければなりませんので、そういう点を特に重視いたしまして、われわれとしましては、本年の一月に原子力発電立地推進懇談会という協議会を設

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案の趣旨説明に對する青山丘君の質疑

六七〇

けまして、現在、せつかくこの原発を受け入れて  
いただいておられます府県並びに市町村の代表者と  
会合をいたしまして、そうして、現在まだ政府と  
それらの地元との間に残っておりますいろいろな  
懸案につきまして、徹底的に研究を、検討を進め  
まして、そうして、いやしくもそういう地元との  
すきが少しもないといったような状態にまでその  
了解を進めてまいりたい、このように考えている  
ところであります。

それから、ただいまお尋ねのありました新型転  
換炉の実用化対策でございますが、この新型転換  
炉の開発は、原型炉「ふげん」が先月二十日に御承  
知のように臨界に達したところであります、こ  
れは、わが国の自主開発の大きな成果でありま  
して、まことに喜びにたえないところでございま  
す。今後は、この原型炉「ふげん」での成果等を踏  
まえ、実証炉の開発を考慮することとしておりま  
して、その建設については慎重な評価、検討を  
行った上で実用化を考えてまいりたい、このよう  
に思っているわけでございます。

次に、わが国の再処理政策と、第二再処理工場  
の計画についてでございますが、原子力発電の本  
格化に伴いまして、使用済み燃料再処理の需要も  
今後急増するものと見込まれておりまして、昭和  
六十五年度までには、累積量で約八千二百トンと  
見込まれているわけであります。

これに對して、わが国は再処理を国内で行うと  
の基本方針のもとに、まず、動燃事業団が東海村

において、年間処理能力二百十トンの再処理施設  
を建設し、現在、御承知のように試運転を行って  
いるところであります。

この再処理施設のみでは、今後のわが国の再処  
理需要に對処することはとうてい不可能でありま  
すので、当面は、やむを得ず、海外への委託によ  
りまして對処することといたしておりますが、將  
来は、商業規模の第二再処理工場を建設し、本格  
的な再処理体制を確立することといたしております。

第二再処理工場は民営といたしまして、年間処  
理能力千五百トンの施設を昭和六十五年ごろに運  
転開始します予定方針であります。同工場の建設  
は十年以上の長期間を要すると見込まれておりま  
すので、昭和六十五年ごろに運転を開始するため  
は、その建設準備に一刻も早く着手しなければな  
らぬ必要がございます。すでに、民間におきまし  
ては、原子力業界を中心いたしましたして、諸般の  
調査を行う等、準備を進めておりますが、政府と  
いたしまして、関係法令の整備等、所要の措置  
を講じておりまして、原子炉等規制法改正案の早  
期成立をお願いを申し上げている次第でございま  
す。

さらに、日米再処理交渉の問題でございま  
す。昨年九月、東海再処理施設に関する共同声明  
におきまして、日米両国は、再処理施設に関する  
主要な措置はとらない旨合意しております。しか  
しながら、その際、第二再処理工場の建設に関し

ます法律の改正、会社の設立、敷地の選定等を行  
うことは何ら差し支えないという米国の了解を得  
ておるわけでありますので、これらを行うことは  
共同声明に反するものではありません。

次に、INFCIEへの對処でございますが、I  
NFCIEは、平和目的のための原子力開発を阻害  
することなく、核兵器拡散の危険を最小限とする  
ために最良の道を探求することを目的として、昨  
年十月に四十カ国、四国際機関の合意を得まして  
開始されたものであります。

わが国としましては、原子力の平和利用と核拡  
散の防止とは両立し得るとのわが国の基本的立場  
につきまして、諸外国の理解と協調を求めらるべ  
く、INFCIEに對して積極的に参加しているわ  
けであります。特に、再処理とプルトニウムの問  
題を取り扱う第四作業部会は、INFCIEのなか  
れとも目ざれておりますが、わが国は、英国にと  
もこの作業部会の共同議長国に選出されてお  
り、INFCIEの作業に指導的な役割りを果たす  
地位を確保いたしましたわけであります。これにより  
まして、再処理を中心とした核燃料サイクルを確  
立するというわが国の基本的立場を貫くよう、最  
大限の努力を傾注する所存であります。

第四作業部会は、五月半ばに東京において、世  
界各国の代表の参加を得まして第二回の全体会議  
を開催する予定であります。この機会をとらえ、  
再処理に関するわが国の基本姿勢を諸外国に示す  
ことは、今後、INFCIEにおける国際協議を有

利に發展させてまいりますために不可欠のことで  
もあると信ずるわけであります。  
さような見地から、再処理の国内体制整備のか  
ぎとなる原子炉等規制法の改正法案を一刻も早く  
成立させていただきませう、これも強くお願い  
をする次第でございます。

なお、最後に、先刻の御質疑に對しまして、  
「むつ」の問題について差し支えない限り私にこ  
で説明せよということでございます。一応申し  
上げましたが、この際、さらにつけ加えて申し上  
げさせていただきますと存じます。

「むつ」の問題につきましては、どこである、あ  
そこであると、そういう場所が必ずしも最終の目  
的ではありません。場所はどちらでもよろしいわ  
けでございますが、しかし、一刻も早くどちらか  
の場所におきましてその改修を進めたい、こうい  
うことが私どもの本心でありますことを重ねて申  
し上げまして、御理解を得たいと考えるわけであ  
ります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて質疑は終了いたしま  
した。

日程第一 国民年金法等の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、国民年金法等の一  
部を改正する法律案を議題といたします。



委員長の報告を求めます。社会労働委員長木野晴夫君。

国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、福祉年金の額の引き上げを図るとともに、児童扶養手当等の額の引き上げを行い、あわせて厚生年金保険、船員保険及び国民年金の昭和五十三年度における年金額のスライドの実施時期をそれぞれ繰り上げる等によりまして、老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図ろうとするものであります。その主なる内容は次のとおりであります。

第一は、国民年金の福祉年金の額につきましては、本年八月から、老齢福祉年金の額を月額一万五千円から一万六千五百円に、障害福祉年金の額を一級障害者につきましては月額二万二千五百円から二万四千八百円に、二級障害者につきましては月額一万五千円から一万六千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額一万九千五百

円から二万五千五百円に、それぞれ引き上げることであります。

第二は、国民年金の保険料の額を、昭和五十四年四月分から月額三千三百円に、昭和五十五年四月分から月額三千六百五十円に、それぞれ引き上げることであります。

第三は、いわゆる無年金者対策として、過去に国民年金の保険料を滞納している期間がある者について、昭和五十三年七月より二年間特例納付を実施することとし、その保険料については月額四千円とすることであります。

第四は、厚生年金保険及び船員保険の在職老齢年金の改善として、本年六月から、六十五歳以上の在職者に支給される老齢年金等について、全額支給の対象を標準報酬月額十三万四千円以下の者にまで広げるとともに、六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金等についても、その支給対象を標準報酬月額十三万四千円までの者に拡大することとし、また、七十歳以後も引き続き在職している者の老齢年金等の年金額を、七十歳の時点で改めて計算する措置を行うものであります。

第五は、厚生年金保険及び船員保険の寡婦加算額を本年六月からそれぞれ月額千円引き上げ、子供二人以上の寡婦の場合は六千円、子供一人の寡婦の場合は四千円、子供のいない六十歳以上の寡婦の場合は三千円とすることであります。

イドの実施時期を、厚生年金保険及び船員保険については昭和五十三年十一月から昭和五十三年六月に、国民年金については、昭和五十四年一月から昭和五十三年七月に、それぞれ繰り上げたことであります。

第七は、年金福祉事業団の行う資金の貸し付けを受けることのできない特殊法人等について、住宅資金の貸し付けを受けることができるようにしたものであります。

第八は、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、国民年金の福祉年金に準じて本年八月からそれぞれ引き上げたことであります。

第九は、児童手当については、低所得者に対する児童手当の額を本年十月より月額五千円から六千円に引き上げるほか、新たに児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設をすることができるようにしたこと等であります。

本案は、去る三月十七日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しては附帯決議を付することに決しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(保利茂君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会、内閣提出)

日程第三 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案、日程第三、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野呂恭一君。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

日本国と大韓民国との間の兩國に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案外一案

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔野呂恭一君登壇〕

○野呂恭一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本国と大韓民国との間の兩國に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、日本国と大韓民国との間の兩國に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、共同開発区域における石油及び可燃性天然ガスの探鉱開発事業に関し、鉱業法にかわる特別の制度を定めるものでありまして、その主な内容は、

第一に、共同開発区域内で石油及び可燃性天然ガスの探査及び採掘をする権利を特定鉱業権として通商産業大臣が許可するものとし、許可を受けて特定鉱業権者は、大韓民国開発権者との間に共同開発事業契約を締結して、通商産業大臣の認可を受けなければならないこと、

第二に、特定鉱業権者は、事業の実施義務、坑井の掘削義務及び鉱区の減少義務を負うものとし、操業管理者となった場合は、通商産業大臣の認可を受けた施業案によって事業を行わなければならないこと、

ならないこと、

第三に、漁業生産上重要な魚礁が存在する区域を指定区域とし、当該区域において工作物の設置等をするときは、通商産業大臣の許可を受けるものとし、また、石油及び可燃性天然ガスの探査または採掘によって、日本国及び大韓民国の国民及び法人等に損害を与えたときは、兩國の開発権者は連帯してその損害を賠償する責めに任ずること等であります。

日韓兩國に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定とその関連国内法案は、昭和四十九年五月十八日、第七十二回国会に提出され、以来、長年月にわたり懸案となつてまいつたのでありますが、協定につきましては、すでに昨年、第八十回国会において承認されているのであります。

本案は、昨五十二年二月十九日、第八十回国会に三たび提出となり、五月十七日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日当委員会に付託され、五月十八日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。が、継続審査となりました。

次いで、第八十二回国会では、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行い、十一月十六日質疑を終了、討論の後、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決したのであります。が、諸般の事情により、再び継続審査となり、今国会に至つたものであります。

今国会では、去る十二月十九日当委員会に付

託され、慎重に審査を行い、四月六日質疑を終了、討論の後、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案について申し上げます。近年における経済の国際交流及び技術の交流の活発化に伴い、工業所有権制度をめぐる国際動向も大きな進展を見せておりますが、特に、外国出願を容易にすること、また、各国の特許庁における審査に要する労力重複の軽減を図ることを目的として、一九七〇年に特許協力条約が締結されましたことは画期的な前進であります。

この条約にわが国が加盟するための承認案件は、去る三月三十一日すでに今国会において承認されております。本案は、この特許協力条約を実施するために必要な手続を定めるとともに、特許法等関係国内法の整備を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、特許協力条約に基づく国際出願について特許庁と出願人との間の手続につきまして、日本国民等は日本語でわが国の特許庁に国際出願をすることができると、その他、国際出願に関する手続、国際出願日の認定、国際調査、国際予備審査等について規定しております。

第二に、わが国の特許権等取得しようとする国際出願について、これを現行法の国内手続に同

ぐために必要となる特許法等の改正を行うこととし、出願書類が外国語で作成されている国際出願については、原則として出願の日から二十ヶ月以内に翻訳文を特許庁長官に提出しなければならないこと、国内における当該出願の処理または審査は翻訳文に基礎を置いて行うこと、その翻訳文の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる場合については、審査の段階では異議の申し立てにより拒絶し、特許後においては無効審判と訂正審判の手続を連接することによって措置すること等を規定しております。

本案は、去る三月十七日当委員会に付託され、四月四日河本通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行い、四月六日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対し、特許制度の運用等に関する附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案中、日程第二につき討論の通告があります。順次これを許します。渡辺三郎君。

〔渡辺三郎君登壇〕

○渡辺三郎君 私、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日韓大陸棚共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案に反対の

討論を行うものであります。(拍手)

言うまでもなく、この特別措置法案は、さきの第八十通常国会で、ごり強いの会期延長の末、参議院の審議も経なまま自然成立となったいわゆる日韓大陸棚共同開発協定に基づき、それと一体のものとして提案をされているものであります。これらの経過が端的に物語っておりますように、余りにも不当な協定であり、それに伴う特別措置法案であります。しかも、それらの問題点は、本法案の審議を通じていささかも解明されないばかりか、協定の不当性は一層浮き彫りにされ、疑惑はさらに深まってきたと言わなければなりません。

以下、私は、その問題の重立った点を指摘をしながら、反対の理由を申し上げます。まず、その第一は、この協定はわが国の主権的権利を放棄したという点であります。

もともとこの区域については、日本と韓国が共同して開発しなければならない何らの理由も存在しないのであります。つまり、この協定は、両国大陸棚の分界線として、日本側が主張した中間線と、韓国側が主張した韓国の大陸棚の自然の延長の外縁とされるものに囲まれた中間線の日本側であって、両国の主張の重なる部分を、両国の法的主張をたな上げしたまま共同開発区域として行われているわけでありませぬ。

ところで、共同開発区域とされる部分は、第三次海洋法会議で圧倒的な大勢となりつつある排他

的経済水域の制度が実定法化されれば、海底資源の探査、開発は日本が当然主権的権利を有することになる部分であります。

韓国政府が、その近海に次々と開発区域を設定して、その開発権をメジャーの手にゆだね、本来は当然わが国の主権の及ぶ範囲の区域にまで勝手に区域を設定してきたことが、そもそも問題の発端とされております。

このようなわが国の主権的権利下にある区域の一方的侵犯とも言える行為に対して、何ら毅然たる態度を貫くことなく、仕方なく両国の共同開発区域としたなどという、他に類例のない愚かしい行為をどうしてわれわれが承認することができましようか。(拍手)ここに疑惑に満ちた日韓懸着の深さを見るのであります。

共同開発の名のもとに、日本の資源に対する主権をあらかじめ半世紀にわたって放棄するということを約束する驚くべき反国民的条約であり、それを推し進めるための特別措置法案と言わなければなりません。

第二に、本協定は、一部に、中国と日本の中間線の日本側を共同開発区域とする部分を含んでおり、中国のたび重なる嚴重な抗議を受けてまいりました。

もし韓国の言う自然の延長論に相当の根拠があるとして、妥協のために共同開発方式が選ばれたのであるなら、同じ自然の延長論に立つ中国に対して、中間線より日本側にはいかなる権利も主

張できないとする政府の説明は、少なくとも中国に対しては全く説得力を欠くものであり、しかも、言うまでもなく、協定は第三国たる中国に対してはいかなる拘束力も持ち得ないのであります。すから、本協定によって中国との間に重大な紛争が生じるであろうことは明らかであります。(拍手)

大陸棚の境界画定については、国際法上も関係諸国の合意を前提とするは改めて言うまでもありません。にもかかわらず、政府は、当然の關係国である中国とは全く事前の協議を行っておりません。一方的に条約をつくり上げてから、それをただ認めると押しつけられる立場に立った場合、だれが一体快く了解するでありましようか。まさに拙劣にして思い上がった態度であり、外交の大失敗だったと言わなければなりません。(拍手)

第三は、この共同開発区域内の石油及び天然ガスの埋蔵量推定は必ずしも明確ではありません。政府は、事あるごとに、この共同開発区域の石油資源を中東並みと宣伝し、しやにむに協定と本法案の成立を急いできたのであります。

そして、一方においては、わが国の資源不足を逆に大義名分として、何が何でも掘りさえすればよいという姿勢を打ち出し、すべてをそこから出発させる態度をとってまいりました。

共同開発区域内における石油埋蔵量の推定について、これまでの政府の答弁や、協定、本措置法

案に賛同の立場をとる参考人の意見はそれぞれ食い違い、また、質疑の過程で三転、四転したことは周知の事実であり、最近になってようやく無理につきつまずきを合わせるという苦しい態度をとっていることも見逃すことができません。すでにこれまでの審議を通じて明らかのように、むしろ本協定による共同開発区域よりも、南西寄りの東シナ海大陸棚にこそ有力な石油資源の賦存が各種の調査から確信されていることを考えれば、いまでも疑惑と中国との紛争状態を残したまま日韓共同開発を進めることは、百害あって一利なしと言わなければなりません。(拍手)

これらを無視して強引に事を運ぶならば、東シナ海全域にわたる経済水域または大陸棚の分界に關し、将来、日中間の交渉を著しく困難にするだろうことを強く警告するものであります。

第四は、本協定に基づく操業が現実に行われる場合の海洋汚染防止、除去についての対策を見ましても、二国間の共同開発という特殊事情の中で、多くの欠陥があります。

とりわけ、私どもが早くから具体的に指摘をしておいた韓国側のこの問題にかかわる態勢の不備は、いまに至るも依然そのままであります。

たとえば、海洋汚染や海上災害の防止にかかわる国内法の整備もおくれており、油による海水の汚濁防止のための六二年改正国際条約への加盟もいまだになされておられません。もちろん、わが国の場合においても、この区域の条件に照らして、

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案外一案

大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス 六七四

深海操業技術の現状を冷静に検討するとき、いまだ多くの危険を残していることは否定できないのであります。ましてや、この区域は黒潮の分岐点でありますから、万一油事故の生じた場合の被害は大変なものにならざるを得ません。海底油田の開発が重大な事故を招く危険のあることは、サンタバーパーラの事故や北海道油田の事故に照らしても明らかであります。

本協定の場合、韓国側が認可した開発権者が操業管理者となれば、その開発行為には韓国の法令が適用されるのであります。政府自身が言うように、共同開発の対象とされたこの海域は、わが国漁業者がみずから開発し、着実な成績を上げていくわが国でも最も優良とされる漁場であります。さらに、政府の提出した資料で明らかのように、共同開発区域内の開発可能な水深二百メートル以浅に有力魚礁が集中しているのであります。

こうした事実、また本法案の第二十一条にある調整の具体的内容、さらに政府がこれまで関係漁業者との間で行ってきた説明や了解の取りつけ方などを総合検討した結果、とてもとも万全とは言い得ないのであります。

以上、私は、幾つかの点にしばって申し上げて

まいりましたが、すでに触れましたように、今日、二百海里経済水域という海洋新秩序の時代を迎えた中で、この共同開発区域は、そのままさっぱりわが国の主権的傘下に置かれるべき区域であります。

しかも、その広さは、九州の二倍にも及ぶ広大なものであり、このわが国の主権的領域を事実上韓国に譲り渡すような協定、そして国際法上のあるべきやり方を無視し、みずから求めて中国との紛争を引き起こすような協定及び本特別措置法案を断じて承認するわけにはまいりません。(拍手)

協定批准書の交換はまだなされておられません。多くの良識ある国民の声に耳を傾け、政府は、速やかに本法案を撤回するとともに、批准書交換は行わないという態度を明確に表明し、悔いを將來に残さない措置をとるよう強く要求して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 松本忠助君。

〔松本忠助君登壇〕

○松本忠助君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっており、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天

然ガス資源の開発に関する特別措置法案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

以下、その主な理由を申し述べます。

第一の反対の理由は、今日、二百海里経済水域という海洋新秩序の時代の中で、この共同開発区域は日韓中間線の日本側にあり、まさにそのすべてが将来わが国の主権的権利の及ぶ可能性の強い区域であり、しかもその面積は九州の二倍にも及ぶ広大なものであります。このような共同開発を行うことはわが国の国益を損なうものと言わなければなりません。

それに基づく本法が成立することは断じて許すわけにはまいらぬのでございます。(拍手)

すなわち、世界の海洋法の趨勢となっている経済水域理論と衡平の原則を考慮していない協定であり、将来日本の主権的権利の及ぶ可能性のある海域を共同開発区域として、本法第二条第二項の区域としている点は重大なる問題と言わなければなりません。

この共同開発区域なるもの設定とともに北部大陸棚の境界を画定する協定を定めておりますが、この南部の共同開発区域の画定の方法と北部大陸棚の境界の画定の方法とは全く相反する方法によって定められております。すなわち、北部の大陸棚の境界を画定するには日韓両国の中間線によってその境界が画定されているにもかかわらず、南部の共同開発区域の画定に当たっては、北部と同じ立場を貫く境界線を画定することができず、ついに共同開発区域という表現で問題を後日に残したことはまことに遺憾なことであり、将来に大きな禍根を残したままこの協定が批准され、

第二の反対の理由は、共同開発区域の座標第六、第七、第八による日中間線は日本側の一方的設定でありまして、政府は、中国には何らの関係もない海域であると主張し続けてきましたが、中国は昭和四十九年二月四日、外交部スポークスマン声明をもって、共同開発区域は中国の主権を侵害する行為であると抗議をしてくれており、その後何度も同様趣旨の意向を明らかにしてくれておりますが、政府は、共同開発区域は日中間線の日本側にあり、中国の権利は侵していないと述べるのみであって、中国政府と積極的に交渉して問題を解決しようという熱意が見受けられないのであります。

もし政府のこの理論を一方的に押しつけることができるならば、韓国との間でも当然その主張を

通すべきであり、韓国が認めない日本の主張を、中国には話し合いもしないままに押しつけるというのは、はなはだしく矛盾するものであるばかりか、中国を軽視する態度であり、将来にわたって紛争の原因を残すものと言わざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、昨年六月十三日には、従来の外交部スボークスマン声明より強い外交部声明という形で強硬な抗議が行われております。しかるに、これすらも無視するとすれば、せっかく積み上げてきた日本と中国の友好関係を大きく後退させることになることを憂慮するものであります。

したがって、前国会以来主張しておりますとおり、本協定の批准については、少なくとも中国との合意が得られるまで待つべきであると主張するものであります。

第三の反対の理由は、海洋開発に伴う汚染防止及び万一にも事故発生の場合におけるその影響がきわめて広範な水域に波及することが深刻に憂慮されるにもかかわらず、その対策が何ら明確にされてないこととあります。

外務省のPR用パンフレットによれば、海底油田の開発に伴う海洋汚染については、防止のため

昭和五十三年四月七日 衆議院会議録第二十号(一)

世界各国とも嚴重な規制を行っており、今日まで海を汚染した例は日本には全くない。世界でもきわめてまれである。サンタバレーラの事故は噴出防止装置をつけておかなかった例であると述べ、さらに、共同開発区域ではこのような事故が起る可能性はないと強調しておりますが、私は、政府のこの見解こそ、科学的、技術的根拠のないたわ言であり、単なる気休めにすぎず、このような例示だけでわれわれは納得するわけにはいかないものであります。(拍手)

そのやさき、昨年の四月二十一日、世界的技術の粋を集めた北海油田において油漏れ事故が勃発し、一日四千トンに及ぶ原油が流出し、長さ二十三キロ、幅五キロの帯状となって海上を汚染した事故があります。また、海底油田による事故ではありませんが、本年三月十六日夜、フランスの北西部ブルターニュ半島沖合いにおいて、リベリア船籍大型タンカー「アモコ・カジス号」が原油二十万トンを満載して航行中、座礁し、船体が真つ二つに割れ、全積載量を流出した事故は記憶に新しいところであります。

海底油田は二十三万トン以上も油を埋蔵しているのであります。油流出事故が万が一にもこの共同開発区域で発生したら一体どうなるのか、考えただけでもはた寒い思いがするのであります。

第四の反対の理由は、漁業に及ぼす影響と被害の防止についてきわめて不十分であるからであります。

この共同開発区域は、黒潮が太平洋と日本海に流れる分岐点に当たっており、水産庁から提出された魚礁分布図によると重要な魚礁が数多く存在し、アジ、サバ、イカなどの産卵地であり、豊かな漁場であります。もし前述のごとき事故が発生した場合、水産漁業に及ぼす影響は甚大であり、流出した油は黒潮に乗って太平洋と日本海の両方の海岸を汚染し、多くの沿岸漁業にも被害を及ぼすことは明白であります。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案外一案

また、本法第三十六条による制限区域の指定もいまだ明らかにされていない現状において、開発事業が進行し被害が発生したならば、賠償するにいう単純な解決法では済まされない重大な問題がそこに含まれております。少なくとも本法成立以前に、関係漁民との協議によって制限区域を明らかにすべきであると思ひます。

また、本協定の批准を取りやめるべきことを強く主張するとともに、それに伴う当該国内法案の撤回を求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

なければならぬのか、私にはどうしても理解ができないのであります。いま、国民の血税であるところの五千億円と言われる巨費を投入したあげく、原油は韓国と折半とはまことに理解に苦しむ協定であります。

しかし、わが国の主権的権利として認められた大陸棚及び経済水域において十分な調査と準備を行い、十分な安全確保の見通しを立てた後に日本がすぐれた技術をもって独自の開発をするならば、産出した石油はわが国のエネルギー資源としてすべて活用できるのであります。

そのためには、いまだ国際的にもかつ国内的にも効力の発生していない日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の批准を取りやめるべきことを強く主張するとともに、それに伴う当該国内法案の撤回を求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

六七五



(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員

辞任 補欠

荒木 宏君 三谷 秀治君

(議案付託)

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

大規模地震対策特別措置法案(内閣提出第七三三号) 災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定不況産業安定臨時措置法案

国際協力事業団法の一部を改正する法律案

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置

法の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月七日 衆議院会議録第二十号(一) 朗読を省略した議長の報告

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

六七八



# 官報 号外

昭和五十三年四月七日

## ○第八十四回 衆議院會議録 第二十号(二)

〔本号(一)参照〕

国民年金法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十三年二月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「二十七万円」を「二十九万七千六百円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第六十二条中「二十三万四千円」を「二十五万八千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第七十八条第二項中「十八万円」を「十九万八千円」に改め、同条第三項中「又は受給権者であつたことがある者」を削り、同条第四項中「その者の選択により、その一を支給し、他は」を「通常老齢年金を」に改める。

第七十九条の二第四項中「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第八十七条第三項中「二千二百円」を「三千三百円」に改める。

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

(厚生年金保険法の一部改正)  
第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十三条第五項中「達した後」の下に「七十歳に達するまでの間」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
5 被保険者である受給権者が七十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十六条第一項本文中「第十三級から第十七級」を「第十六級から第二十級」に、「第十八級から第二十級」を「第二十一級から第二十三級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十六条の四第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四十六条の七第一項本文中「第十三級から第十七級」を「第十六級から第二十級」に、「第十八級から第二十級」を「第二十一級から第二十三級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第六十二条の二第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千円」に改め、同項第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第十二条第三項及び附則第二十八条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の二中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改める。

(船員保険法の一部改正)  
第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十八条第一項本文中「第十一級乃至第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十八条ノ二第二項中「達シタル後」の下に「七十歳ニ達スル迄ノ間」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。  
老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十九条ノ五第一項本文中「第十一級乃至第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十

六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千円」に改め、同条第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。  
(年金福祉事業団法の一部改正)

第五条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

第六章中第三十五条の二の次に次の一条を加える。  
(特別の法人の借入金に関する特例)

第三十五条の三 特別の法律に基づいて設立された法人(厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者である者に限る。)で、当該特別の法律の借入金に関する規定により、第十七条第三号イに掲げる資金を借り入れることができず、又は当該法人を監督する行政庁の認可若しくは承認(これらに類する処分を含む)を受けなければ当該資金を借り入れることができないこととされるものは、当該特別の法律の借入金に関する規定にかかわらず、当該資金を借り入れることができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五條第二項の規定は、同法第一条に規定する公庫の前項の資金に係る借入金については、適用しない。

(児童扶養手当法の一部改正)  
第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万九千五百円」を「二万五千五百円」に、「二万五千五百円」を「二万三千五百円」に改める。

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一) 国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一万五千元」を「一万六千五百円」に、「二万二千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

第十八条中「五千五百円」を「六千二百五十円」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五千元」の下に「(前年の所得(二月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。))につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の規定による市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定により課する同法第五十二条第一項第一号に掲げる税を含む。))の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額がないう者に支給される場合にあつては、六千円」を加える。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(福祉施設)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第八条ノ二第一項の積立金の額に相当する額の範囲内で、第一条の目的の達成に資する施設をすることができ

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正

規定並びに附則第十三条の規定 公布の日

二 第二条、第四条、附則第五条、附則第六条及び附則十條から附則第十二條までの規定 昭和五十三年六月一日

三 附則第四条の規定 昭和五十三年七月一日

四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定以外の規定 昭和五十三年八月一日

五 第八条中児童手当法第六條第一項の改正規定及び附則第九条の規定 昭和五十三年十月一日

六 第一条中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年四月一日

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置等)

第二条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十五年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第一条の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「三千三百円」とあるのは、「三千六百五十円(昭和五十四年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十二年度の同条第一項に規定する物価指数に対する昭和五十二年度の同項に規定する物価指数の割合を三千六百五十円に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」とする。

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料の額は、昭和五十六年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第四条 国民年金の被保険者又は被保険者であつ

た者(国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く。)は、都道府県知事に申し出て、昭和五十三年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間(同法第七十五條第一項、附則第六條第一項及び附則第七條第一項、国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十五條第一項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十九條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。)について、一月につき四千円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十五年六月三十日までに行わなければならない。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 国民年金法第七十六條の規定により読み替えられる同法第二十六條に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十六條の規定により読み替えられる同法第二十六條に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

6 国民年金法第七十八條第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十八條第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかわらず、その者に同条の老齢年金を支給する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 昭和五十三年五月以前の月分の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 昭和五十三年五月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 昭和五十三年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和五十三年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 昭和五十三年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第十九條の三第一項中「第十八級」を「第二十一級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第三十一條中「同法第三十八條第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「船員保険の被保険者である間に支給される」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 通算年金制度を創設するための関係法律(百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第二十級」を「第二十三

級に改める。

附則第十四条第三項中「第十八級」を第二十級に改める。

第十二条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第十三条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条ノ二中「業務取扱費」の下に「福祉施設費」を加える。

第八条ノ二第三項中「児童手当交付金」の下に「又ハ福祉施設費」を加える。

理由

老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げ、所得の低い者についての児童手当の額を増額するとともに、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給の制限を緩和し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十三年度における実施時期を繰り上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、昨今の経済社会情勢にかんがみ、福祉年金の額の引上げを図るとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当等の額の引上げを行い、あわせて厚生年金保険、船員保険及び国民年金の昭和五十三年度における年金額のスライドの実施時期を繰り上げること等によ

り、老人等の福祉の向上を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 国民年金法の一部改正

1 福祉年金額の引上げ

(1) 老齢福祉年金の額を十八万円(月額一万五千元)から十九万八千円(月額一万六千五百円)に引き上げること。

(2) 障害福祉年金の額を一級障害について二十七万円(月額二万二千五百円)から二十九万七千六百円(月額二万四千八百円)に、二級障害について十八万円(月額一万五千元)から十九万八千円(月額一万六千五百円)に、それぞれ引き上げること。

(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を二十三万四千円(月額一万九千五百円)から二十五万八千円(月額二万五千五百円)に引き上げること。

2 保険料の額の改定

保険料の額は、昭和五十四年四月分から月額三千三百円、昭和五十五年四月分から月額三千六百五十円(昭和五十四年度において年金額のスライドが行われた場合は、三千六百五十円に当該スライドの率を乗じて得た額)とし、昭和五十六年四月以後、法律で定めるところにより段階的に引き上げるものとする。

3 特別納付の実施

昭和五十三年四月一日前に保険料を納めていない期間がある者については、昭和五十三年七月以降二年間に限り、当該期間についての保険料(月額四千円)を納付することができるとすること。

4 その他所要の改正を行うこと。

(二) 厚生年金保険法の一部改正

1 被保険者に支給する老齢年金及び通算老齢年金の支給制限の緩和

(1) 受給資格期間を満たしている六十五歳

以上の被保険者に対する老齢年金及び通算老齢年金の支給については、支給停止を行わない者の標準報酬月額限度額を十一万円から十三万四千円に引き上げること。

(2) 受給資格期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者に対する老齢年金及び通算老齢年金の支給について、支給対象者の標準報酬月額の限度額を十一万円から十三万四千円に引き上げるとともに、年金の支給割合を定める標準報酬月額の区分を改めること。

2 被保険者に支給する老齢年金及び通算老齢年金の七十歳改定

受給資格期間を満たしている七十歳以上の被保険者に支給する老齢年金及び通算老齢年金については、七十歳までの被保険者期間を基礎として基本年金額を計算するものとする。

3 寡婦加算額の引上げ

(1) 十八歳未満の子又は一級若しくは二級の廃疾の状態にある子を二人以上有するとき  
六万円(月額五千円)から七万二千元(月額六千円)に引き上げること。

(2) 十八歳未満の子又は一級若しくは二級の廃疾の状態にある子を一人有するとき  
三万六千元(月額三千円)から四万八千元(月額四千円)に引き上げること。

(3) 六十歳以上であるとき(1)又は(2)に該当するときを除く。  
二万四千円(月額二千円)から三万六千元(月額三千円)に引き上げること。

4 その他所要の改正を行うこと。

(三) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部改正

昭和五十三年度における年金額のスライドの実施時期を、厚生年金保険及び船員保険に

ついては昭和五十三年十一月から昭和五十三年六月に、国民年金については昭和五十四年一月から昭和五十三年七月に、それぞれ繰り上げること。

(四) 船員保険法の一部改正

厚生年金保険法の一部改正に準じ、船員保険の年金部門について所要の改正を行うこと。

(五) 年金福祉事業団法の一部改正

年金福祉事業団の行う資金の貸付けを受けることができない特殊法人等について、住宅資金の貸付けを受けることができるものとする。

(六) 児童扶養手当法の一部改正

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額一万九千五百円から二万五千五百円に、児童二人の場合月額二万五千五百円から三万五千五百円に、それぞれ引き上げること。

(七) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

1 特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額一万五千円から二万六千五百円に、重度障害児一人につき月額二万二千五百円から二万四千八百円に、それぞれ引き上げること。

2 福祉手当の額を月額五千五百円から六千二百五十円に引き上げること。

(八) 児童手当法の一部改正

1 市町村民税所得割非課税者に支給する児童手当の額を月額五千円から六千円に引き上げること。

2 政府は、児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設をすることができるとすること。

(九) 施行期日

この法律は、厚生年金保険法及び船員保険法の改正については昭和五十三年六月一日から、国民年金法、児童扶養手当法及び特別児

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(二)

児童手当等の支給に関する法律の改正については昭和五十三年八月一日から、児童手当法の改正については昭和五十三年十月一日から、それぞれ施行すること。ただし、年金額のスライドの実施時期の繰上げ、年金福祉事業団法の改正及び児童手当法の福祉施設の実施については公布の日から、特例納付の実施については昭和五十三年七月一から、国民年金の保険料の額の改定については昭和五十四年四月一日から、それぞれ施行すること。

二 議案の可決理由

老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げ、所得の低い者についての児童手当の額を増額するとともに、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の昭和五十三年度における年金額のスライドの実施時期を繰り上げること等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十三年度特別会計予算において、厚生保険特別会計年金勘定に保険給付費千五百五十三億七千九百九十九千円(うち国庫負担百八十三億五千四百四十三千円)、船員保険特別会計に年金保険給付費三十二億九千九百六十一万七千円(うち国庫負担七億八千四百七十七千円)、国民年金特別会計に国民年金勘定に国民年金給付費五百八十四億四千三百三十三千円(うち国庫負担二百三十二億四千三百九十八万二千円)、国民年金特別会計福祉年金勘定に福祉年金給付費二百八十一億五千二百十万円(全額国庫負担)、厚生保険特別会計児童手当勘定に児童手当交付金二十三億四千四百三十七万四千円(うち国庫負担十九億九千八百六十一万三千円)がそれぞれ計上され、また、昭

和五十三年度一般会計予算(厚生省所管)において、児童扶養手当給付費二十七億四千二百八十五万五千円、特別児童扶養手当給付費八億千七百七十三万五千円、福祉手当給付費等補助金八億四千一百三十三千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十三年四月六日

衆議院議長 保利 茂殿

社会労働委員長 木野 晴夫

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

〔別紙〕

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 一 公的年金制度全体を通じて、各制度間の関連と将来にわたる人口の老齢化の動向を勘案しつつ、その基本的なあり方について検討を急ぎ、年金制度の抜本的な改善を図ること。
- 一 遺族年金については、妻の年金権のあり方の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。
- 一 在職高齢年金制度の支給制限、公的年金等の併給調整については、そのあり方を検討すること。
- 一 国民年金財政の健全化のために、所得比例制保険料について検討すること。
- 一 いわゆる経過年金については、その水準のあり方を早急に明らかにするとともに、その一環として福祉年金の充実を図ること。
- 一 無年金者の救済は、今回の措置の特殊事情にかんがみ、実施状況を見つつ、福祉的観点から低所得者に対する方策を別途検討すること。
- 一 本格的な年金時代を迎えるに当たり、受給者、被保険者に個別的かつ具体的に対応できる年金相談体制の早急な整備を図るとともに、業務処理体制の強化を図り、もって国民に対するサービスの向上に一層努めること。
- 一 すべての年金は、非課税とするよう努めること。

と。

一 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金の適用の問題について、具体的方策を樹立し、その適用の促進に努めること。

一 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及になお一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

一 児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

一 児童手当については、長期的展望に立つて基本的検討を進めるとともに、当面、低所得層を重点として給付の一層の改善充実を図ること。

一 日本国と大韓民国との間の両面に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

右

昭和五十二年二月十九日

内閣総理大臣 福田 赳夫

第一章 総則(第一条-第三条)  
第二章 特定鉱業権(第四条-第三十八条)  
第三章 損害の賠償(第三十九条-第四十一条)  
第四章 雑則(第四十二条-第五十条)  
第五章 罰則(第五十一条-第五十五条)  
附則  
第一章 総則  
(趣旨)  
第一条 この法律は、日本国と大韓民国との間の

両面に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定(以下「協定」という。)の実施に伴い、共同開発区域における天然資源の開発に関する特別措置を定めるものとする。

第二条 この法律において「天然資源」とは、石油及び可燃性天然ガス(これらに付随して採掘される鉱物を含む。)をいう。

第一条 この法律は、日本国と大韓民国との間の

第三条 この法律の規定によつてした手続その他の行為は、第十二条の許可の申請をした者(同条の許可を受けた者を含む。以下「申請人」という。)特定鉱業権者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第四条 特定鉱業権は、探査権及び採掘権とする。

第一条 総則

(趣旨)

第五条 特定鉱業権によらない探査及び採掘の禁止

第六条 特定鉱業権によるのでなければ、共同開発区域において天然資源の探査をしてはならない。

2 採掘権によるのでなければ、共同開発区域に

おいて天然資源の採掘をしてはならない。

(特定鉱業権の性質)

第六条 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に

関する規定を準用する。

第七条 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、採掘権は、抵当権の目的となることができ

る。

(共同開発鉱区の境界)

第八条 共同開発鉱区の境界は、通商産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。

(特定鉱業権者の資格)

第九条 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権者となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定鉱業権の存続期間及びその延長)

第十条 探査権(第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される探査権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から八年とする。

2 採掘権(第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される採掘権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から三十年とする。

3 前項の採掘権の存続期間は、その共同開発鉱区における天然資源の採掘を継続して行うため

必要があると認められるときは、その満了に際し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、五年ずつ延長することが

できる。

4 第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される特定鉱業権の存続期間は、設定の登録の日から当該消滅した特定鉱業権の存続期間の満了の日までとする。

5 第三項の規定は、第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される採掘権の存続期間の延

長に準用する。

第十一条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請があつたとき

は、採掘権の存続期間の満了後でも、存続期間の延長の登録又は不許可の処分があるまでは、その採掘権は、存続するものとみなす。

(特定鉱業権の設定の許可)

第十二条 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(共同申請)

第十三条 二人以上共同して前条の許可の申請をした者(二人以上共同して同条の許可を受けた者を含む。以下「共同申請人」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け

出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同申請人を代表す

る。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

(申請人の名義の変更)

第十四条 申請人の名義は、相続その他の一般承継及び共同申請人の脱退の場合を除き、変更することができない。

2 探査権者が探査権の存続期間中にその共同開発鉱区についてした採掘権の設定に係る第十二

条の許可の申請(以下「採掘権」という。)に係る申請人の名義は、当該探査権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)があつたときは、その移転の時に、その移転を受けた者に

変更されたものとみなす。

第十五条 共同申請人の脱退(死亡によるものを

除く。)による申請人の名義の変更は、通商産業

省令で定めるところにより、通商産業大臣に届

け出なければならない。

2 相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退により申請人の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければ

ならない。

(特定鉱業権を設定する区域等の告示)

第十六条 通商産業大臣は、協定第三条第一項に規定する小区域(以下「小区域」という。)が定められたときは、遅滞なく、小区域ごとに、その区域及びその小区域について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示

しなければならない。

2 通商産業大臣は、特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しているときは、遅滞なく、その共同開発鉱区の区域及びその共同開発鉱区について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示

しなければならない。

(欠格条項)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、第十二

条の許可を受けることができない。

一 この法律又は第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により特定鉱業権を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に第一号又は前号に該当する者があるもの

(許可の基準)

第十八条 通商産業大臣は、第十二条の許可の申請(採掘権を除く。)が次の各号に適合してい

ると認めるときでなければ、同条の許可をして

はならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定により告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示が行われた日から三十日を経過する日前にされたものでないこと。

三 その許可をすることによつて第十六条第一

項又は第二項の規定により告示された一の区域について二以上の特定鉱業権を設定することとならないこと。

四 大韓民国開発権者と共同して行う天然資源の探査及び採掘並びにこれらに附属する事業(以下「共同開発事業」という。)を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

2 通商産業大臣は、採掘権が次の各号(第二

十六条の規定による命令に係る採掘権にあつては、第二号)に適合していると認めるときでなければ、第十二条の許可をしてはならない。

一 共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるものであること。

二 共同開発事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

3 第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域に係る第十二条の許可の申請が二以上あるときは、次の各号に掲げる場合に

応じ、当該各号に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

一 申請がすべて同一の日にされているとき

申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

二 前号に掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上あるとき

申請の日が最先である申請をした者のうち通

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合 申請の日が最先である申請をした者

(許可後の手続)

第十九条 第十二条の許可(第十六条第二項に規定する場合における第十二条の許可及び採掘転願に係る同条の許可を除く。次条及び第三十二条第四項において同じ)を受けた者は、許可を受けた日から三月以内に、第二十一条第一項の認可の申請をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定する者の申請により、やむを得ない理由により同項の期限までに第二十一条第一項の認可の申請をすることができないと認めるときは、三月以内においてその期限を延長することができる。

(許可の失効)

第二十条 前条第一項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、第十二条の許可は、その効力を失う。

一 前条第一項又は第二項の期限までに次条第一項の認可の申請をしないとき。

二 次条第一項の認可の申請に対し不認可の処分を受けたとき。

(共同開発事業契約)

第二十一条 特定鉱業権者(第十九条第一項に規定する者を含む)が共同開発事業を行うため当該大韓民国開発権者と締結する次に掲げる事項に関する契約(以下「共同開発事業契約」という)は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

二 操業管理者(協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ)の指定に関する事項

三 漁業との調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることその他共同開発事業契約に定める事項が共同開発事業の円滑な実施を妨げるおそれがないこと。

二 共同開発事業契約について協定第五条第二項の大韓民国政府の承認が与えられていること。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める同項第三号に掲げる事項に関し、農林大臣に協議しなければならない。

4 第一項の認可の申請の日から二月以内に認可又は不認可の処分がないときは、同項の認可があつたものとみなす。

第二十二条 特定鉱業権の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者がその移転の時にその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

2 大韓民国開発権者の協定第十条第一項に規定する権利(以下「大韓民国開発権」という)の移転があつたときは、当該特定鉱業権者(以下「特定鉱業権者」という)が、当該特定鉱業権者がその移転の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約を、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者となつた者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

3 第十六条第二項に規定する場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特定鉱業権者(以下「新特定鉱業権者」という)が、当該特定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国

開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に当該大韓民国開発権の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、新たな特定鉱業権者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

4 大韓民国開発権が消滅した場合において、新たな大韓民国開発権者が大韓民国の法令に基づき認可されたときは、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権の消滅の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約(大韓民国開発権の消滅後に当該特定鉱業権の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開発権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

第二十三条 特定鉱業権を共有する者(以下「特定鉱業権共有者」という)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、特定鉱業権共有者を代表する。

5 特定鉱業権共有者は、組合契約をしたものとみなす。

(特定鉱業権の移転)

第二十四条 特定鉱業権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号(当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号から第三号まで)に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十七条各号のいずれにも該当しないこと。

二 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 共同開発事業契約に基づく権利義務を承継すること。

(共同開発鉱区の減少)

第二十五条 共同開発鉱区の減少は、次の各号(共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号)に該当する場合でなければ、することができない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 減少をする一の部分の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

二 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

2 探査権者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発鉱区の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開発鉱区の減少をしなければならない。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探査権の設定の登録の日(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された

ものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号並びに第三十四条第一項第一号において同じ。）から三年を経過する日。探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積（探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積。以下この項において「共同開発鉱区の当初面積」という。）の百分の七十五に相当する面積

二 探査権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開発鉱区の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探査権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開発鉱区の当初面積の百分の二十五に相当する面積

3 探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探掘権を含む。以下この項において同じ。）を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発鉱区の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開発鉱区の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権願に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日（当該探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。）から三年を経過する日。探掘権願に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積（当該探査権が同項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積。以下この項において「共同開発鉱区の当初面積」という。）の百分の七十五に相当する面積

初面積」という。）の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権願に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開発鉱区の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権願に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開発鉱区の当初面積の百分の二十五に相当する面積

（探掘権願命令）  
第二十六条 通商産業大臣は、探査権の共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、その共同開発鉱区が探掘権の設定に適すると認められるときは、その探査権者に対し、三月以内に探掘権の設定に係る第十二条の許可の申請をすべきことを命ずることができる。

（特定鉱業権の放棄の制限）  
第二十七条 特定鉱業権の放棄は、その共同開発鉱区に係る大韓民国探掘権者の同意がなければ、することができない。ただし、設定の登録の日から二年を経過したとき、又はその共同開発鉱区に係る大韓民国探掘権者が存在しないときは、この限りでない。  
（特定鉱業権の取消し）  
第二十八条 通商産業大臣は、特定鉱業権者が次の各号の一に該当するときは、特定鉱業権を取り消すことができる。

五 の規定に違反して事業を休止したとき。  
第三十四条第一項の規定に違反して、通商産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

六 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。  
七 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。  
八 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わぬとき。

2 通商産業大臣は、錯誤により、第十二条の許可をしたときは、特定鉱業権を取り消さなければならぬ。  
（探掘権の取消しと抵当権）  
第二十九条 通商産業大臣は、探掘権の取消しによる消滅の登録をしたときは、直ちに、その旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、探掘権の競売の申立てをすることができる。ただし、前条第二項の規定による探掘権の取消しの場合、この限りでない。  
3 探掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完了する日までは、競売の目的の範囲内、なお存続するものとみなす。  
4 競売を許す決定が確定したときは、探掘権の取消しは、その効力を生じなかつたものとみなす。

5 競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。  
（探掘権の放棄と抵当権）  
第三十条 前条の規定は、通商産業大臣が探掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

（特定鉱業権の消滅）  
第三十一条 特定鉱業権は、特定鉱業権者が第九条の規定により特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八條の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、消滅する。

2 探掘権願に基づく探掘権の設定の登録があつたときは、当該探査権は、消滅する。  
（登録）  
第三十二条 次に掲げる事項は、特定鉱業原簿に登録する。

一 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分制限並びに共同開発鉱区の減少  
二 特定鉱業権共有者の脱退  
三 探掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。  
3 第一項各号に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による特定鉱業権共有者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅、前条第一項若しくは第二項の規定による特定鉱業権の消滅又は存続期間の満了による特定鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければならない。その効力を生じない。

4 第十二条の許可に係る特定鉱業権の設定の登録は、許可を受けた者が共同開発事業契約について第二十一条第一項の認可を受けた後でなければ、することができない。  
5 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。  
（事業実施義務）  
第三十三条 特定鉱業権者は、特定鉱業権の設定又は移転の登録の日から六月以内に事業に着手しなければならない。  
2 通商産業大臣は、特定鉱業権者の申請によ

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

り、やむを得ない理由により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるときは、その期限を延長することができる。

3 特定鉱業権者は、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。ただし、やむを得ない理由により引き続き六月以上事業を休止する場  
合において、期間を定めて通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(坑井掘き義務)

第三十四条 探査権者は、その共同開発鉱区において、次に掲げる期間ごとに、通商産業大臣が指定する数の坑井を掘きしなくてはならない。

一 探査権の設定の登録の日から三年間

二 前号の期間の満了の日の翌日から三年間

三 前号の期間の満了の日の翌日から二年間

2 前項の規定による坑井の数の指定は、共同開発鉱区の面積及びその上部水域の水深、前項第二号又は第三号の期間開始前に共同開発鉱区において掘きされた坑井の数の他の事情を考慮して行うものとし、その数は、二を超えてはならない。

3 当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区において掘きした坑井は、第一項の規定の適用については、当該探査権者が掘きしたものとみなす。

(施業案)

第三十五条 操業管理者たる特定鉱業権者(第三十七条第一項前段の認可を受けた大韓民国開発権者を含む。以下同じ)は、事業に着手する前に、通商産業省令で定めるところにより、施業案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 操業管理者たる特定鉱業権者は、前項の認可を受けた施業案によるのでなければ、事業を行うてはならない。

(指定区域における採掘等の制限)

第三十六条 操業管理者たる特定鉱業権者は、指定区域(共同開発区域内の一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして通商産業大臣が農林大臣と協議して指定するものをいう。以下同じ)において、天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る工作物の設置又は海底の形質の変更が、当該魚礁の効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。

4 指定区域の指定は、その区域を告示することにより行う。

(特定鉱業権消滅時の特例)

第三十七条 特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その消滅の時に操業管理者でなかつた当該大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区の区域において天然資源の探査又は採掘を行うおとるときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。特定鉱業権の消滅の時に操業管理者であつた当該大韓民国開発権者についても、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項前段の認可を受けた大韓民国開発権者が次の各号の一に該当するとき、同項前段の認可を取り消すことができる。

一 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。  
二 前条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。  
三 第四十八条の規定により読み替えて適用す

る鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四條又は第二十四條の二第一項の規定による命令に従わなるとき。

(共同採掘契約)

第三十八条 油層(ガス層を含む。以下同じ)が共同開発区域の境界線にまたがって存在すると認められる場合には、その油層が存在する共同開発鉱区の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区若しくは租鉱区(石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に限る)の鉱業権者若しくは租鉱権者又は大韓民国の法令に基づきその油層が存在する区域において天然資源の採掘をすることを認可された者と協議し、共同して当該天然資源の採掘をするため必要な天然資源の分配及び費用の分担に関する事項その他通商産業省令で定める事項に関する契約(以下「共同採掘契約」という)を締結するように努めなければならない。

2 油層が共同開発鉱区の境界線にまたがって存在すると認められる場合(前項に規定する場合を除く)には、その油層が存在する二以上の共同開発鉱区の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、相互に協議し、共同採掘契約を締結するように努めなければならない。

3 共同採掘契約は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

4 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第二十三條第三項(同条第四項において準用する場合を含む)の規定に適合していることその他共同採掘契約に定める事項が当該天然資源の採掘の円滑な実施を妨げるお

それがないこと。  
二 共同採掘契約について協定第二十三條第二項(同条第四項において準用する場合を含む)の大韓民国政府の承認が与えられていること。

第三章 損害の賠償

(賠償義務)

第三十九条 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘き又は坑水若しくは廃水の放流によつて、日本国の国民又は法人、大韓民国の国民又は法人その他これらの国に住所又は居所を有する者に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該共同開発鉱区の特定鉱業権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際における当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者)及び当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者(損害の発生の際に大韓民国開発権が消滅しているときは、その消滅の際における当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者)が、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、協定第十五條第一項に規定する場合における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘き又は坑水若しくは廃水の放流によつて与えた損害については、その天然資源の探査又は採掘を行つた特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が単独で賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が損害の発生後に特定鉱業権又は大韓民国開発権を譲り渡したときは、特定鉱業権を譲り受けた者又は大韓民国開発権を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者と連帯して損害を賠償する義務を負う。

3 前二項の規定による賠償については、特定鉱業権共有者又は大韓民国開発権を共有する者の義務は、連帯とする。



4 第二項に規定する場合において、特定鉱業権を譲り受けた者又は大韓民国開採権を譲り受けた者が賠償の義務を履行したときは、第一項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開採権者に対し、償還を請求することができる。

5 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百十一条、第百十三条、第百十四条第一項、第百十五条第一項及び第百十六條の規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のため大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流による損害の賠償に準用する。

(裁判管轄)  
第四十条 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

(和解の仲介)  
第四十一条 鉱業法第二百二十二條から第二百二十五條までの規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償に関する紛争に係る和解の仲介に準用する。この場合において、同法第二百二十二條、第二百二十三條第一項及び第二百二十四條第一項中「通商産業局長」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

第四章 雑則  
第四十二条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。  
一 第十條第三項(同條第五項において準用する場合を含む)の許可の申請をする者  
二 第十二條の許可の申請をする者  
三 第十五條第一項又は第二項の規定による届出をする者

四 第二十一條第一項の認可の申請をする者  
五 第二十四條第一項の認可の申請をする者

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

六 第三十八條第三項の認可の申請をする者(報告及び検査)  
第四十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定鉱業権者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定鉱業権者の事業所若しくは事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)  
第四十四条 通商産業大臣は、第十二條の許可の申請の書類が完備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限内までに修正又は補充が行われなるときは、当該申請を却下しなければならない。  
(聴聞)  
第四十五条 通商産業大臣は、第二十八條第一項第一号から第七号までの規定による特定鉱業権の取消し又は第三十七條第二項第一号若しくは第二号の規定による認可の取消しをしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。  
3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十六条 この法律又はこの法律に基づく命令

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鉱業法の適用除外)  
第四十七条 共同開発区域における天然資源の探査及び採掘については、鉱業法の規定は、適用しない。

(鉱山保安法の適用)  
第四十八条 操業管理者たる特定鉱業権者に関する鉱山保安法の規定の適用については、同法の規定(第二條第一項、第七條、第二十三條、第三十一條の二及び第四十八條第一項の規定を除く。)中「鉱業権者」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発区域に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項に規定する操業管理者たる特定鉱業権者」と、同法第九條の二第二項中「鉱業権」とあるのは「特定鉱業権」と、同法第二十二條第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)第六十三條(同法第八十七條において準用する場合を含む。）」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発区域に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項」と、同法第二十二條第二項中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十四條の二第一項とあるのは「命ずることができ」と、同法第二十五條の二第二項中「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは「共同開発鉱区(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発区域)に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十七條第一項前段の場合にあつては、同項前段に規定する区域外。第三十六條第二項において同じ。」

と、「命ずることができ」とあるのは「命ずることができ」と、この場合において、次項の規定は、適用しない」と、同法第二十六條第一項中「鉱業権」とあるのは「特定鉱業権」と、同法第二十九條中「鉱業事務所」とあるのは「省令で定める場所」と、同法第三十六條第二項中「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは「共同開発鉱区外」とする。

(鉱区税の特例)  
第四十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の規定の適用については、共同開発鉱区を同法第七十八條及び第八十三條第三項の鉱区と、自治大臣が共同開発区域の關係県として指定する県(以下「關係県」という。)を同法第七十八條の鉱区所在の道府県と、特定鉱業権者を同法及び同法第九十五條の鉱業権者と、特定鉱業権を同法の鉱業権とみなす。

2 關係県が共同開発鉱区に対して課する鉱区税の課税標準は、地方税法第七十八條の規定にかかわらず、共同開発鉱区に面積に、關係県ごとに当該關係県に係る率として自治大臣が定める率を乗じて得た面積とする。この場合において、關係県に係る率は、その合計が百分の百となるように定めるものとする。

3 共同開発鉱区に対して課する鉱区税の税率は、地方税法第八十條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる共同開発鉱区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、同法第四項の規定を準用する。  
一 探査権の共同開発鉱区 面積百アールごとに年額二十円  
二 採掘権の共同開発鉱区 面積百アールごとに年額百二十円  
4 自治大臣は、第一項の規定により關係県に係る指定をし、又は第二項の規定により關係県に係る率を定めるときは、これらの事項を告示するとともに、關係県の知事に通知しなければならない。当該指定に係る關係県又は当該率を

六八七

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

六八八

更したときも、同様とする。

5 通商産業大臣は、第三十二条第一項の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事項を登録したときは、政令で定めるところにより、自治大臣及び関係県の知事に通知しなければならない。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、次に掲げる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

一 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に關連する事項に關する法令の適用に關する技術的助言

二 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に關連する事項に關し、協定第十九条の規定により、大韓民国の法令が適用されている場合において、操業管理者の変更により日本国の法令が適用されることとなるときの経過措置

三 前二号に掲げるもののほか、協定の実施に伴い必要とされる事項

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条の規定に違反して天然資源の探査又は採掘をした者

二 詐欺その他不正の行為により第十二条の許可を受けた者

2 過失により共同開発区域外に侵掘した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 前条第一項第一号の犯罪に係る天然資源を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分した者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つた者

二 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をした者

第五十四条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日) 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

(経過措置) 2 この法律の施行の際定められている一の小区域に属する区域を鉱業出願地(鉱業法第二十七条第一項に規定する鉱業出願地をいう。以下同じ。)とする石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定の出願(当該小区域に属する区域を鉱業出願地の一部とするものを含む。)であつて、当該出願に係る鉱業出願地のうち同条の規定により優先権を有する部分(当該小区域に属するものに限る。)の面積の合計が当該小区域の面積の三分の二を超えるものを、この法律の施行の際現にしている者が、当該小区域に係る第十六条第一項の規定による告示が行われた日から三十日を経過する日前に、第十二条の許可の申請をしたときは、その申請については、第十八条第一項第二号の規定は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正) 3 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「鉱業権」の下に「、特定鉱業権」を加える。

業権」を加える。

第十六條第一号中「別表第一の」を「別表第一」に改め、同条第二号中「別表第一の」を「別表別表第一第十七号の次に次のように加える。

第一に、「又は租鉱区」を「若しくは租鉱区又は同表第一第十七号の二に掲げる共同開発鉱区」に改める。

十七の二 特定鉱業権の登録(特定鉱業権の信託の登録を含む。)

(一) 探査権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき三百円
(二) 探査権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき十二万円
(三) 探査権の移転の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき三十円
(四) 放棄による探査権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
(五) 探掘権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき四百円
(六) 探掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき二百四十円
(七) 探掘権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき二十四万円
(八) 探掘権の移転の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき二百四十円
(九) 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき二百四十円
(十) その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき二百四十円
(十一) 放棄による探掘権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
(十二) 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(十三) 順位の変更による抵当権の変更の登録	共同開発鉱区の数	一個につき十二万円
(十四) 抵当権の移転の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき六十円
(十五) 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき六十円
(十六) その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき百二十円

(甲) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき二万円
(乙) 信託の登録	共同開発鉱区の面積	十平方メートルにつき百二十円
(丙) 特定鉱業権共有者の脱退の登録	共同開発鉱区の数	一個につき九万円
(丁) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。)	共同開発鉱区の数	一個につき二万円
(戊) 登録の抹消	共同開発鉱区の数	一個につき二万円

理由

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、同協定に基づく大陸棚における石油及び可燃性天然ガスの探査又は採掘の事業に關し鉱業法に代わる特別の制度を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する特別措置法案(内閣提出、第八十回国会閣法第三〇号)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に關する協定(以下「協定」という。)の実施に伴い、共同開発区域における石油資源の開発事業に關し鉱業法に代わる特別の制度を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 趣旨

この法律は、協定の実施に伴い、共同開発区域における天然資源の開発に關する特別措置を定めるものとする。

2 定義

共同開発鉱区の数	一個につき二万円
----------	----------

- (1) 「天然資源」とは、石油及び可燃性天然ガス(これらに付随して掘採される鉱物を含む。)をいう。
- (2) 「共同開発区域」とは、協定第二条第一項に規定する大陸棚の区域をいう。
- (3) 「特定鉱業権」とは、共同開発区域内の登録を受けた一定の区域(以下「共同開発鉱区」という。)において、共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と共同して、天然資源の探査(ボーリングにより探査をすること及び探査を目的として地震探査法その他の方法により地質構造の調査をすること)をいう。以下同じ。)又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいう。
- (4) 「大韓民国開発権者」とは、大韓民国の法令に基づき、共同開発区域内の一定の区域において、天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得することを認可された者をいう。

3 特定鉱業権の種類

- 特定鉱業権は、探査権及び採掘権とする。
- 特定鉱業権によらない探査及び採掘の禁止
- 特定鉱業権によるのでなければ、共同開発区域において天然資源の探査をしてはならない。

- (2) 採掘権によるのでなければ、共同開発区域において天然資源の採掘をしてはならない。
- 特定鉱業権の性質

- (1) 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に關する規定を準用する。
- 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、採掘権は、抵当権の目的となることができない。

- 共同開発鉱区の境界
- 共同開発鉱区の境界は、通商産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。

- 特定鉱業権者の資格
- 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 特定鉱業権の存続期間及びその延長
- 探査権の存続期間は、設定の登録の日から八年とし、採掘権の存続期間は、設定の登録の日から三十年とする。
- 採掘権の存続期間は、その共同開発鉱区における天然資源の採掘を継続して行うため必要があると認められるときは、その満了に際し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、五年ずつ延長することができる。

- 特定鉱業権がその存続期間満了前に消滅し、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在している場合に新たに設定される特定鉱業権の存続期間は、設定登録の日から当該消滅した特定鉱業権の存続期間満了の日までとする。
- 採掘権の存続期間の延長の許可の申請が

- あつたときは、採掘権の存続期間満了後でも、存続期間の延長の登録又は不許可の処分があるまでは、その採掘権は、存続するものとみなす。
- 特定鉱業権の設定の許可

- 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
- 特定鉱業権を設定する区域等の告示

- 通商産業大臣は、協定第三条第一項に規定する小区域(以下「小区域」という。)が定められたときは、遅滞なく、小区域ごとに、その区域及びその小区域について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。
- 通商産業大臣は、特定鉱業権がその存続期間満了前に消滅した場合において、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しているときは、遅滞なく、その共同開発鉱区の区域及びその共同開発鉱区について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

- 欠格条項
- 次の一に該当する者は、特定鉱業権の設定の許可を受けることができない。
- この法律又は鉱山保安法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 特定鉱業権を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)又は(2)に該当する者があるもの
- 許可の基準
- 通商産業大臣は、特定鉱業権の設定の許可の申請(採掘権を除く。)が次に適合していると認めるときでなければ、許可をし

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

てはならない。

イ 特定鉱業権を設定する区域及び特定鉱業権の種類に関する通商産業大臣の告示と異なるものでないこと。

ロ 特定鉱業権を設定する区域及び特定鉱業権の種類に関する通商産業大臣の告示が行われた日から三十日を経過する日前にされたものでないこと。

ハ その許可をすることによつて告示された一の区域について二以上の特定鉱業権を設定することとならないこと。

ニ 大韓民国開発権者と共同して天然資源の探査及び採掘並びにこれらに附属する事業(以下「共同開発事業」という。)を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

(2) 通商産業大臣は、採掘権願が次(通商産業大臣の命令に係る採掘権願にあつては、ロ)に適合していると認めるときでなければ、許可をしない。

イ 共同開発区域における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、共同開発区域が採掘権の設定に適すると認められるものであること。

ロ 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

(3) 特定鉱業権を設定する区域等に関する告示の規定により告示された一の区域に係る特定鉱業権の設定の許可の申請が二以上あるときは、次に掲げる場合に応じ、次に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

イ 申請がすべて同一の日にされているとき、申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

ロ イに掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上ある

とき、申請の日が最先である申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合、申請の日が最先である申請をした者

13 許可後の手続及び許可の失効

(1) 新たに小区域が定められた場合において特定鉱業権の設定の許可を受けた者は、許可を受けた日から三月以内に、共同開発事業契約の認可の申請をしなければならぬ。通商産業大臣は、申請により、やむを得ない理由により期限までに認可の申請ができないと認めるときは、三月以内においてその期限を延長することができる。

(2) 特定鉱業権の設定の許可を受けた者が、期限までに共同開発事業契約の認可の申請をしないとき又は共同開発事業契約の認可の申請に対し不認可の処分を受けたときは、特定鉱業権の設定の許可はその効力を失う。

14 共同開発事業契約

(1) 特定鉱業権者(新たに小区域が定められた場合において特定鉱業権の設定の許可を受けた者を含む)が共同開発事業を行うため当該大韓民国開発権者と締結する次に掲げる事項に関する契約(以下「共同開発事業契約」という。)は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

イ 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

ロ 操業管理者(協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ)の指定に関する事項

ハ 漁業との調整に関する事項

ニ 以上に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(2) 通商産業大臣は、共同開発事業契約の認可の申請が次に適合していると認めるときでなければ、認可をしない。

イ 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることその他共同開発事業契約に定める事項が共同開発事業の円滑な実施を妨げることがないこと。

ロ 共同開発事業契約について協定第五條第二項の大韓民国政府の承認が与えられていること。

(3) 通商産業大臣は、共同開発事業契約の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める漁業との調整に関する事項に、農林大臣に協議しなければならない。

(4) 共同開発事業契約の認可の申請の日から二月以内に認可又は不認可の処分がないときは、認可があつたものとみなす。

15 特定鉱業権の移転の場合等における共同開発事業契約

(1) 特定鉱業権の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者がその移転の時にその共同開発区域に係る大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結し、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

(2) 大韓民国開発権者の協定第十条第一項に規定する権利(以下「大韓民国開発権」という。)の移転があつたときは、当該特定鉱業権者がその移転の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約を、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者となつた者と締結し、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

(3) 特定鉱業権がその存続期間満了前に消滅し、その共同開発区域に係る大韓民国開発権者が存在している場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特定

定鉱業権者とその共同開発区域に係る大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に当該大韓民国開発権者の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、新たな特定鉱業権者が当該大韓民国開発権者と締結し、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

(4) 大韓民国開発権者が消滅した場合において、新たな大韓民国開発権者が大韓民国の法令に基づき認可されたときは、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者の消滅の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約(大韓民国開発権の消滅後に当該特定鉱業権の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開発権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、当該特定鉱業権者が新たに大韓民国開発権者と締結し、通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

16 特定鉱業権の移転

(1) 特定鉱業権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)を受けようとする者は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(2) 通商産業大臣は、認可の申請が次(当該共同開発区域に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、イからハまで)に適合していると認めるときでなければ、認可をしない。

てはならない。  
イ 欠格条項のいずれにも該当しないこと。

ロ 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

ハ 共同開発事業契約に基づく権利義務を承継すること。

ニ 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

17 共同開発鉱区の減少

(1) 共同開発鉱区の減少は、次(共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、イ)に該当する場合でなければ、することができない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。  
イ 減少をする一部の部分の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

ロ 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

(2) 探査権者及び採掘権に基づく採掘権者は、その探査権又は採掘権に係る当初の探査権の設定の登録の日から三年を経過する日、六年を経過する日及び八年を経過する日までに、その共同開発鉱区的面積がそれぞれ、共同開発鉱区の当初面積の百分の七十五、百分の五十及び百分の二十五以下になるように、その共同開発鉱区の減少をしなければならぬ。ただし、その減少すべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

18 採掘権命令

通商産業大臣は、探査権の共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、その共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるときは、その探査権者に対し、三月以内に採掘権の設定に係る特定鉱業権の設定の許可の申請をすべ

きことを命ずることができる。

19 特定鉱業権の放棄の制限

特定鉱業権の放棄は、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意がなければ、することができない。ただし、設定の登録の日から二年を経過したとき、又はその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、この限りでない。

20 特定鉱業権の取消し

通商産業大臣は、特定鉱業権者が次の一に該当するときは、特定鉱業権を取り消すことができる。  
イ 通商産業大臣の認可を受けた共同開発事業契約によらないで共同開発事業を行つたとき。

ロ 共同開発鉱区的面積を順次減少しなればならない規定に違反して共同開発鉱区の減少をしないとき。

ハ 通商産業大臣の採掘権命令に従わないとき。

ニ 事業実施義務に違反して事業に着手しなかつたとき、又は事業を休止したとき。

ホ 坑井掘さく義務に違反して、通商産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

ヘ 通商産業大臣の認可を受けた施業案によらないで事業を行つたとき。

ト 指定区域における採掘等の制限に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

チ 鉱山保安法の規定による命令に従わないとき。

21 特定鉱業権の消滅

(1) 特定鉱業権は、特定鉱業権者が特定鉱業権者の資格に関する規定により特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法第九百五十八条の相続人捜索の公告の規定の期間内に相続人である権利を主張す

る者がいないときは、消滅する。

(2) 採掘権に基づく採掘権の設定の登録があつたときは、当該探査権は消滅する。

22 登録

(1) 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、共同開発鉱区の減少等の一定の事項は、特定鉱業簿に登録する。

(2) 登録は、登記に代わるものとし、(1)の事項は、相続その他の一般承継の場合を除き、登録しなければその効力を生じない。

(3) 通商産業大臣の許可に係る特定鉱業権の設定の登録は、許可を受けた者が共同開発事業契約について認可を受けた後でなければ、することができない。

23 事業実施義務

特定鉱業権者は、通商産業大臣が特に認める場合を除き、特定鉱業権の設定又は移転の登録の日から六月以内に事業を着手しなければならず、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。

24 坑井掘さく義務

探査権者は、その共同開発鉱区において、当初の探査権の設定の登録の日から三年間、次の三年間及び残りの二年間の各期間ごとに、共同開発鉱区的面積、上部水域の水深、既に掘さくされた坑井の数の他の事情を考慮して二以内において通商産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。

25 施業案

採掘権者たる特定鉱業権者(27)の認可を受けた大韓民国開発権者であつて特定鉱業権の消滅の時に採掘権者でなかつた者を含む。以下同じ。は、事業着手前に、施業案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならず、認可を受けた施業案によるのでなければ、事業を行つてはならない。

(1) 指定区域における採掘等の制限

(2) 採掘管理業者たる特定鉱業権者は、指定区

域(共同開発区域内の一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして通商産業大臣が農林大臣と協議して指定するものをいう。以下同じ。)において、天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(2) 通商産業大臣は、(1)の許可をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。(1)の許可の申請に係る工作物の設置又は海底の形質の変更が、魚礁の効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない。

特定鉱業権消滅時の特例

(1) 特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区の区域において天然資源の探査又は採掘を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(2) 通商産業大臣は、(1)の認可を受けた大韓民国開発権者は、(1)の認可を受けた大韓民国開発権者が、(1)の許可の申請に係る工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき及び鉱山保安法の規定による命令に従わなければならないとき、(1)の認可を取り消すことができる。

27 共同採掘契約

(1) 油層(ガス層を含む。以下同じ。)が共同開発区域又は共同開発鉱区の境界線にまたがって存在すると認められる場合には、その油層に係る特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区等の鉱業権者等と協議し、共同して天然資源の採掘をするため

28 共同採掘契約

(1) 油層(ガス層を含む。以下同じ。)が共同開発区域又は共同開発鉱区の境界線にまたがって存在すると認められる場合には、その油層に係る特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区等の鉱業権者等と協議し、共同して天然資源の採掘をするため

昭和五十三年四月七日 衆議院会議録第二十号(一)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガスの資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

必要な天然資源の分配及び費用の分担に関する事項等に関する契約(以下「共同採掘契約」という。)を締結するように努めなければならない。

(2) 共同採掘契約は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても同様とする。

(3) 通商産業大臣は、天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第二十三条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に適合していること、その他共同採掘契約に定める事項が天然資源の採掘の円滑な実施を妨げずおそれなく、かつ、共同採掘契約について協定第二十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の大韓民国政府の承認が与えられていないときでなければ(2)の認可をしてはならない。

29

賠償義務

(1) 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大韓民国の掘きく又は坑水若しくは廢水の放流によつて、日本国の国民又は法人、大韓民国の国民又は法人等に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該共同開発区域の特定鉱業権者及びその共同開発区域に係る大韓民国開発権者が連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、協定第十五条第一項に規定する場合における損害については、天然資源の探査又は採掘を行つた特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が単独で賠償する責めに任ずる。

(2) その他特定鉱業権又は大韓民国開発権が損害の発生の際、既に消滅している場合、損害の発生の際に特定鉱業権又は大韓民国開発権の譲渡があつた場合等における損害賠償のあり方についての規定を設けるとともに、損害賠償についての鉱業法の所要の

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大韓民国の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガスの資源の開発に関する特別措置法案及び同報告書 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案及び同報告書 六九二

規定を準用する。

30 裁判管轄

共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

31 鉱業法の適用除外及び鉱山保安法の適用 鉱業法の適用除外、鉱山保安法の適用については規定する。

32 鉱区税の特例

(1) 地方税法の規定の適用については、共同開発区域を鉱区と、自治大臣が共同開発区域の關係県として指定する県(以下「關係県」という。)を鉱区所在の道府県と、特定鉱業権者を鉱業権者と、特定鉱業権を鉱業権とみなす。

(2) 共同開発区域に対して課する鉱区税の課税標準は、地方税法の規定にかかわらず、共同開発区域の面積に、關係県ごとに当該關係県に係る率として自治大臣が定める率を乗じて得た面積とする。

(3) 共同開発区域に対して課する鉱区税の税率は、地方税法の規定にかかわらず、当該共同開発区域の面積百アルルごとに、探査権については年額二十円、採掘権については年額百二十円とする。

33 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

34 経過措置

この法律の施行の際定められている一の小区域に属する区域を鉱業出願地(鉱業法第二十七条第一項に規定する鉱業出願地をいう。以下同じ。)とする石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定の出願(当該小区域に属する区域を鉱業出願地の一部とするものを含む。)であつて、当該出願に係る鉱業出願

地のうち同条の規定により優先権を有する部分(当該小区域に属するものに限る。)の面積の合計が当該小区域の面積の三分の二を超えないものを、この法律の施行の際、現にしている者が、当該小区域に係る特定鉱業権を設定する区域等の告示が行われた日から三十日を経過する日前に特定鉱業権設定の許可申請をしたときは、その申請については、特定鉱業権設定の許可基準の一つである告示の日から三十日を経過する日前に申請がされたものでないことという要件は、適用しない。

35 その他

報告及び立入検査、聴聞、法令の適用に関する技術的統制等々の政令への委任、法律違反に対する罰則等について所要の規定を設けるとともに、登録免許税法の一部改正を行う。

二 議案の可決理由 本案は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大韓民国の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、同協定に基づく大韓民国における石油及び可燃性天然ガスの探査又は採掘の事業に關し鉱業法に代わる特別の制度を定めるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十三年四月六日 商工委員長 野呂 恭一 衆議院議長 保利 茂殿

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案

昭和三十五年三月十七日 内閣総理大臣 福田 赳夫

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

法律

目次 第一章 総則(第一条) 第二章 国際出願(第二条-第七条) 第三章 国際調査(第八条-第九条) 第四章 国際予備審査(第十条-第十五条) 第五章 雜則(第十六条-第二十一条) 附則 第一章 総則

(趣旨) 第一条 この法律は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に關し、特許庁と出願人との間にける手続を定めるものとする。

第二章 国際出願 (国際出願) 第二条 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、營業所)を有する外国人(以下「日本国民等」という。)は、特許庁長官に条約第二条(四)の国際出願(以下「国際出願」という。)をすることが出来る。日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をする場合において、日本国民等を代表者とするときその他通商産業省令で定める要件に該当するときも、同様とする。

(願書等) 第三条 国際出願をしようとする者は、日本語又は通商産業省令で定める外国語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書の特許庁長官に提出しなければならない。願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該出願を条約に従つて処理すべき旨の申立て 二 出願人の氏名又は名称、国籍及び住所又は居所

三 発明の名称  
四 当該出願に係る発明の保護を求める条約の締約国の国名

五 前号において指定した条約の締約国(以下「指定国」という。)について条約第二条の広域特許を受けようとする場合には、その旨を前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これらの書類に必要事項は、通商産業省令で定める。  
(国際出願日の認定等)

4 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当する場合を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。  
一 出願人が第二条に規定する要件を満たしていないとき。  
二 日本語又は前条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

三 前条第二項第一号又は第四号に掲げる事項の記載がないとき。  
四 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないとき。  
五 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。

2 特許庁長官は、国際出願が前項各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

5 特許庁長官は、国際出願において、その国際出願に含まれていない図面についての記載

第五條 特許庁長官は、国際出願において、その国際出願に含まれていない図面についての記載

がされているときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けた者が通商産業省令で定める期間内に同項の記載に係る図面を提出したときは、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。  
(補正命令)

6 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。  
一 発明の名称の記載がないとき。  
二 要約書が含まれていないとき。  
三 第十六条第三項の規定又は第十九条第一項前段において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七條第一項から第三項までの規定(第十九條第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反しているとき。

4 通商産業省令で定める方式に違反しているとき。  
(取り下げられたものとみなす旨の決定)

7 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。  
一 前条の規定により手続の補正をすべきことを命じられた者が同条の規定により指定された期間内に手続の補正をしなかつたとき。  
二 第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料が通商産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。(次項に規定する場合を除く。)

3 第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

は、出願人に対し、相当の期間を指定して、実費を勘案して政令で定める金額の手数を追加して納付すべきことを命じなければならない。

5 審査官は、前項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその命じられた金額の手数を追加して納付しないときは、通商産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際調査報告に記載するものとする。  
(文献の写しの請求)

9 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、通商産業省令で定める期間内に、その文献の写しの送付を請求することができる。

4 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 特許庁長官は、第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四條第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八條第一項第一号又は同條第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四條(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

昭和五十三年四月七日 衆議院会議録第二十号(一)

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案及び同報告書

(国際予備審査の請求に伴う補正)

第十一条 国際予備審査の請求をした出願人は、通商産業省令で定める期間内に限り、当該請求に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(国際予備審査報告)

第十二条 特許庁長官は、国際予備審査の請求があつたときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に条約第三十五条に規定する国際予備審査報告(以下「国際予備審査報告」という。)を作成させなければならない。

2 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨を、国際予備審査の請求に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際予備審査の結果を、国際予備審査報告に記載するものとする。

一 国際予備審査をすることを要しないものとして通商産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。

二 明細書、請求の範囲若しくは図面における記載が不明確であり、又は請求の範囲が明細書による十分な裏付けを欠いているため、請求の範囲に記載されている発明につき、条約

第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての同条(1)に規定する見解を示すことができないとき。

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(2)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 審査官は、前項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその請求の範囲を減縮せず又はその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、通商産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際予備審査報告に記載するものとする。

(答弁書の提出)

第十三条 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が次の各号の一に該当するときは、国際予備審査報告の作成前に、出願人に対しその

旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定し、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

一 請求の範囲に記載されている発明に、条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性がないとき。  
二 国際予備審査報告において条約第三十五条(2)に規定する意見を述べる必要があるときその他通商産業省令で定めるとき。

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、選択国の記載がないこと、第十八条第一項第三号又は同条第二項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他通商産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

(準用)

第十五条 第九条の規定は、出願人が国際予備審査の請求をした場合に準用する。

第五章 雑則

(代表者等)

第十六条 二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手續については、通商産業省令で定める場合を除き、出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してこれを行うことができる。

2 特許庁長官は、二人以上が共同して国際出願

をした場合において出願人が代表者を定めていないときは、通商産業省令で定めるところにより、出願人の代表者を指定することができる。

3 代理人によりこの法律の規定に基づく手續をしようとする者は、第十九条第一項前段において準用する特許法第七条第一項本文の規定により法定代理人により手續をしようとする場合その他政令で定める場合を除き、弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。

(手續の補完等の特例)

第十七条 出願人が第四条第二項の規定による命令又は第五条第一項の規定による通知を受ける前に、その命令又は通知を受けた場合に執るべき手續を執つたときは、通商産業省令で定める場合を除き、当該手續は、その命令又は通知を受けたことにより執つた手續とみなす。

(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一 国際出願をする者

二 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者

三 国際予備審査の請求をする者

2 前項第一号及び第三号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定



める金額の国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に対する手数料を納付しなければならない。

3 特許法第九十五条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

(特許法の準用)

第十九条 特許法第七条第一項から第三項まで、

第八条第一項及び第二項、第十一条、第十三条

第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに

第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく

手続に準用する。この場合において、条約又は

特許協力条約に基づく規則(以下「規則」とい

う。)に別段の定めがあるときは、その定めを実

施するため、政令でこれらの規定の特例を定め

ることが出来る。

2 特許法第四十七条第二項の規定は、国際調査

及び国際予備審査に準用する。

(通商産業省令への委任)

第二十条 第二条から前条までに定めるものは

か、国際出願、国際調査及び国際予備審査に関

し条約及び規則を実施するため必要な事項の細

目は、通商産業省令で定める。

(条約に基づく機関としての事務)

第二十一条 この法律の規定は、工業所有権に関

する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第三章の規

定は条約第十六条(3)(b)に規定する取決めが特許

庁について効力を生ずる日から、第四章及び次

条の規定は条約第三十二条(3)において準用する

条約第十六条(3)(b)に規定する取決めが特許庁に

ついて努力を生ずる日から施行する。

(国際予備審査の請求件数の暫定的制限)

第二条 特許庁長官は、当分の間、国際予備審査

機関に関する国際事務局との取決めに基づき、

政令で定める期間ごとに、その期間内において

受理すべき国際予備審査の請求の件数(以下「請

求件数」という。)を制限することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により請求件数を

制限しようとするときは、同項に規定する期間

ごとに、その制限に係る件数を告示しなければ

ならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求件数の制限に関し必要な事項は、政令で定める。

(特許法の一部改正)

第三条 特許法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十七条」に、

「第八章 削除」を「第八章 訴訟(第七十八条―第八十一条)」を「第八章 訴訟(第七十八条―第八十一条)」を「第八章 特許協力条約に基づく国際出

願に係る特例(第八十一条―第八十四条の三―第八十四

条の二)」に改める。

第六条中「又は第二百二十九条第一項」を「、第

百二十九条第一項又は第二百八十四条の十五第一

項」に改め、同条第二項中「定」を「定め」に改め

る。

第十七条の三第二項中「前項ただし書」を「

前項ただし書」に改め、「同条第三項の規定は

前項第一号の場合に」を削る。

第二十九条の二に次の一項を加える。

2 特許出願の日前の他の特許出願又は実用新

案登録出願が第二百八十四条の三第二項の国際

特許出願又は実用新案法(昭和三十四年法律

第二百二十三号)第四十八条の三第二項の国際

実用新案登録出願(第二百八十四条の十六第四

項又は同法第四十八条の十四第四項の規定に

より特許出願又は実用新案登録出願とみなさ

れた国際出願を含む。)である場合における前

項の規定の適用については、同項中「又は出

願公開」とあるのは、「出願公開又は千九百七

十年六月十九日にワシントンで作成された特

許協力条約第二十一条に規定する「国際公開」

と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に

記載された発明又は考案」とあるのは、「第八

の四第一項の国際出願日(第二百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。))にあつては、第二百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。)における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(第二百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日におけるこれらの書類及びこれらの書類の第二百八十四条の四第四項又は同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日におけるこれらの書類及び第二百八十四条の十六第二項又は同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文)に記載された発明又は考案」とする。

第四十四条第二項中「昭和三十四年法律第百二十三号」を削る。

第六十四条第二項中「前項ただし書」を、「前項ただし書」に改め、「第百二十六条第三項の規定は前項第一号の場合に」を削る。

第八十条中「又は実用新案法第三十七条第一項の審判」を若しくは第百八十四条の十五第一項又は実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判に、「又は実用新案法第三十七条第一項各号の一」を若しくは第百八十四条の十五第一項又は実用新案法第三十七條第一項各号の一若しくは第四十八條の十二第一項に規定する要件に改める。

第八章 削除を削り、第九章を第八章とし、同章の次に次の一章を加える。

第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(国際出願による特許出願)  
第百八十四条の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下この章において「条約」という。)第十一條(1)若しくは(2)(b)又は第十四條(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四條(1)(ii)の指定国に日本国を含むもの(特許出願に係るものに限る。)は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。  
2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という。)について

ては、第四十三条の規定は、適用しない。  
(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)  
第百八十四条の四 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という。)の出願人は、条約第二條(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から一年八月以内(条約第十七條(2)(a)の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際特許出願であつて優先日から一年六月以内に同条(2)(a)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内)に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三條(2)に規定する願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に同項に規定する願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、同項に規定する期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項であつて、第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に出願人が出願審査の請求をし

たときは、その請求の時。以下「基準時」という。)における同項又は前項に規定する翻訳文(以下「出願翻訳文」という。)に記載されていないものは、国際出願日における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなかったものとみなす。  
(書面の提出及び補正命令)  
第百八十四条の五 日本語でされた国際特許出願(以下「日本語特許出願」という。)の出願人は前条第一項に規定する期間内(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一月以内)に、外国語特許出願の出願人は前条第一項の規定による翻訳文の提出の際に、次に掲げる事項を記載した書面を、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 提出の年月日
- 三 発明の名称
- 四 発明者の氏名及び住所又は居所
- 五 国際出願日その他の通商産業省令で定める事項

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 前項の規定により提出すべき書面を、同項に規定する期間内又は同項に規定する時に提出しないとき。  
二 前項の規定による手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。  
三 前項の規定による手続が通商産業省令で定める方式に違反しているとき。  
四 第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を前項に規定する期間内に納付しないとき。

3 第十七條第三項の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

4 特許庁長官は、第二項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該国際特許出願を無効にすることができるとする。  
(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)  
第百八十四条の六 日本語特許出願に係る国際出願日における願書及び外国語特許出願に係る願書の出願翻訳文は、第三十六條第一項の規定により提出した願書とみなす。

2 日本語特許出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語特許出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第三十六條第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出願に係る

国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願日における図面及び外国語特許出願に係る図面の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面とみなす。

(条約第十九条に基づく補正)

第百八十四条の七 国際特許出願の出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条(1)の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなればならない。

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。

3 第一項に規定する期間内に国際特許出願の

出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条(1)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4 第二項に規定する補正については、第十七条第一項ただし書の規定は、適用しない。

(条約第三十四条に基づく補正)

第百八十四条の八 前条の規定は、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正があつた国際特許出願に準用する。この場合において、前条第一項中「基準時の属する日までに」とあるのは「第百八十四条の五第一項に規定する期間内(その期間内に、出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時までに)」、「同条(1)とあるのは「条約第三十四条(2)(b)と、同条第二項中「特許請求の範囲」とあるのは「明細書又は図面」と、「条約第二十条」とあるのは「条約第三十六条(3)(a)と、同条第三項中「条約第十九条(1)とあるのは「条約第三十四条(2)(b)と読み替へるものとする。

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、出願公告をしたものを除き、優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」といふ)がされた国際特許出願で

あつて優先日から一年八月以内に出願人から出願審査の請求があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後、国際公開がされた国際特許出願であつて優先日から一年六月以内に第百八十四条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後、遅滞なく、国内公表をしなければならぬ。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行ふ。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所  
二 特許出願の番号  
三 国際出願日  
四 発明者の氏名及び住所又は居所  
五 明細書及び請求の範囲の出願翻訳文に記載した事項並びに図面の出願翻訳文の内容(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

六 国内公表の番号及び年月日  
七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
八 第六十五条の二の規定は、国際特許出願には、適用しない。

4 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第百二十八条、第

百八十六条第一号及び第二号並びに第百九十三条第二項第一号及び第二号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

5 日本語特許出願に係る証明等の請求については、第百八十六条第一号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。)とし、外国語特許出願に係る証明等の請求については、同号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。)とする。

6 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、第百九十三条第二項第四号の二中「出願公開後における」とあるのは「国際公開がされた国際特許出願に係る」と、「第十七条の二第一号又は」とあるのは「第十七条第一項又は第十七条の二第一号若しくは」とする。

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしな

い場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後出願公告前)に、外国語特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

(補正の特例)

第百八十四条の十一 日本語特許出願について

は第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正(第百八十四条の七第二項(第百八十四条の八において準用する場合を含む。))に規定する補正を除く。)をすることができない。

2 国際特許出願の手続の補正については、第十七条第一項ただし書中「特許出願の日(第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。))第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。次条及び第六十五条の二第一項において同じ。)」とあ

り、第十七条の二中「特許出願の日」とあるのは、「第百八十四条の四第一項の優先日」とする。

3 外国語特許出願に係る手続の補正ができる範囲については、第四十一条中「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項」とあるのは、「第百八十四条の四第一項の国際出願日における第百八十四条の三第二項の国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項の出願翻訳文に記載した事項」とする。

4 外国語特許出願の補正の却下についての第五十三条第一項(第百五十九条第一項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。の規定の適用については、前項の規定により読み替えて適用する第四十一条の規定にかかわらず、国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面の出願翻訳文に記載された事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなす。

5 国際特許出願の補正については、第四十条及び第五十三条第四項から第六項まで(第百五十九条第一項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。の規定は、適用しない。

(出願の変更の特例)

第百八十四条の十二 国際特許出願についての追加の特許出願から独立の特許出願への変更及び独立の特許出願から追加の特許出願への変更については、日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければすることができない。

2 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

(出願審査の請求の時期の制限)

第百八十四条の十三 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百

八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一月)を経過した後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

(拒絶理由の特例)

第八十四条の十四 外国語特許出願の拒絶の査定については、第四十九条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされているとき(これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限る。)又は特許出願が次の各号の一に該当するとき」とする。

(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)

第八十四条の十五 日本語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発

明以外の発明についてされたとき又は外国語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされたときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 審判官は、前項の審判の請求があつた場合において当該審判に係る第五十六条第一項の規定による通知を発する日までに第二百二十六条第一項の審判の請求(同項第一号に掲げる事項を目的とするものに限る。)があつたときは、同項の審判の審決があるまでは、前項の審判について当該特許を無効にすべき旨の審決をしてはならない。

3 第二百二十三条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、第一項の審判に準用する。

4 第一項の審判については、第三百三十二条第一項、第四百四十五条第一項、第六百六十七條、第六百六十九條第一項及び第七百七十四條第三項中「又は第二百二十九條第一項」とあるのは「第二百二十九條第一項又は第二百八十四條の十五第一項」と、第五百五十五條第三項中「第二百二十三條第一項」とあるのは「第二百三十三條第一項又は第二百八十四條の十五第一項」と、第七百七十九條中「若しくは第二百二十九條第一項」とあるのは「第二百二十九條第一項若しくは第二百八十四條の十五第一項」とする。

5 国際特許出願に係る訂正の審判については、第二百二十六條第四項中「第二百二十三條第一項」とあるのは、「第二百二十三條第一項又は第二百八十四條の十五第一項」とする。

(決定により特許出願とみなされる国際出願)  
第八十四条の十六 条約第二条(xii)の国際出願の出願人は、条約第四条(i)の指定国に日本国を含む国際出願(特許出願に係るものに限る。)につき条約第二条(xv)の受理官庁により条約第二十五条(i)(a)に規定する拒否若しくは同条(i)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第二条(xix)の国際事務局により条約第二十五条(i)(a)に規定する認定がされたときは、通商産業省令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条(ii)(2)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができ。

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、願書、明細書、請求の範囲、図面その他の通商産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならぬ。

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならぬ。

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた特許出願とみなす。

5 第八十四条の三第二項、第八十四条の四第四項、第八十四条の六、第八十四条の九第五項、第八十四条の十一、第八十四条の十二第一項及び第八十四条の十三から前条までの規定は、前項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第八十四条の四第四項、第八十四条の六及び前条第一項中「国際出願日」とあり、第八十四条の十一第三項及び第八十四条の十四中「第二百八十四条の四第一項の国際出願日」とあるのは「第二百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、第八十四条の四第四項中「第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に申出人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「基準時」という。)における同項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第二百八十四条の十六第二項の規定により提出された翻訳文」と、第八十四条の九第五項中「出願公告がされた国際

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案及び同報告書

七〇〇

特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの」とあるのは「出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの」と、第百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて基準時を経過した後」とあり、第百八十四条の十二第一項及び第百八十四条の十三中「日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後」とあり、同条中「優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一月)を経過した後」とあるのは「第百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」と読み替へるものとする。

6 第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第

六十五条の二第一項中「特許出願の日」とあるのは、「第百八十四条の四第一項の優先日」とする。

第百八十五条中「第六十五条の三第四項」の下に「(第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)」を、「第百二十九条第二項」の下に「及び第百八十四条の十五第三項」を加える。別表中第四号の二を第四号の四とし、第四号の次に次のように加える。

四の二	第百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	五千四百円
四の三	第百八十四条の十六第一項の規定により申出をする者	五千四百円

(実用新案法の一部改正)

第四條 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 再審及び訴訟(第四十二条―第四十八条の二)」を「第六章 再審及び訴訟(第四十二条―第四十八条の二)」を「第六章の二 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例(第四十八条の三―第四十八条の十四)」に改める。

三 第三条の二に次の一項を加える。

2 実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百八十四条の三第二項の国際特許出願(第四十八条の十四第

四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。)である場合における前項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日(第四十八条の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。))にあつては、第四十八条の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。))における国際出願の明細書請求の範囲又は図面(第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日におけるこれらの書類及びこれらの書類の第四十八条の四第四項又は同法第百八十四条の四第四項の出願翻訳文、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日におけるこれらの書類及び第四十八条の十四第二項又は同法第百八十四条

の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文)に記載された考案又は発明」とする。

第七條第八項中「(昭和三十四年法律第百二十一号)を削る。

第二十条中「又は特許法第百二十三条第一項の審判」を「若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第百二十三条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項の審判」に、「又は特許法第百二十三条第一項各号の二」を「若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第百二十三条第一項各号の一若しくは第百八十四条の十五第一項に規定する要件」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(国際出願による実用新案登録出願)

第四十八条の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下この章において「条約」という。))第十一條(1)若しくは(2)(b)又は第十四條(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四條(1)(ii)の指定国に日本国を含むもの(実用新案登録出願に係るものに限る。)は、その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなす。

2 特許法第百八十四条の三第二項(国際出願による特許出願)の規定は、前項の規定によ

り実用新案登録出願とみなされた国際出願(以下「国際実用新案登録出願」という。)に準用する。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願(以下「外国語実用新案登録出願」という。)の出願人は、条約第二条(イ)の優先日(以下「優先日」という。)から一年八月以内(条約第十七条(イ)の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内)に同条(イ)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内)に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(イ)に規定する願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に同項に規定する願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、同項に規定する期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国語実用新案登録出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項であつて、第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に国際出願日に出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「基準時」という。)における同項又は前項に規定する翻訳文(以下「出願翻訳文」という。)に記載されていないものは、国際出願日における外国語実用新案登録出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていないものとみなす。

(書面の提出及び補正命令)

第四十八条の五 日本語でされた国際実用新案登録出願(以下「日本語実用新案登録出願」という。)の出願人は前条第一項に規定する期間内(優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(イ)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年一月以内)に、外国語実用新案登録出願の出願人は前条第一項の規定による翻訳文の提出の際に、次に掲げる事項を記載した書面を、特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 考案の名称

四 考案者の氏名及び住所又は居所

五 国際出願日その他の通商産業省令で定める事項

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 前項の規定により提出すべき書面を、同項に規定する期間内又は同項に規定する時に提出しないとき。

二 前項の規定による手続が第五十五条第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

三 前項の規定による手続が通商産業省令で定める方式に違反しているとき。

四 第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料を前項に規定する期間内に納付しないとき。

3 特許法第八十四条の五第三項及び第四項(書面の提出及び補正命令)の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における願書及び外国語実用新案登録出願に係る願書の出願翻訳文は、第五条第一項の規定により提出した願書とみなす。

2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日

における明細書及び請求の範囲並びに外国語実用新案登録出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面及び外国語実用新案登録出願に係る図面の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面とみなす。

(図面の提出)

第四十八条の七 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願日(以下「国際出願日」という。)において図面を含んでいないものであるときは、基準時の属する日までに、図面を特許庁長官に提出しなければならない。

2 特許庁長官は、基準時の属する日までに前項の規定による図面の提出がないときは、国際実用新案登録出願の出願人に対し、相当の期間を指定して、図面の提出をすべきことを命ずることができる。国際実用新案登録出願が国際出願日において図面を含んでいないものである場合において、基準時の属する日までに第四十八条の四第一項又は第三項の規定による図面の翻訳文の提出がないときも、同様

とする。

3 特許庁長官は、前項の規定により図面の提出をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその提出をしないときは、当該国際実用新案登録出願を無効にすることができ。

4 第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づいてされた図面の提出(図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出したときは、当該図面及び当該説明の提出)は、第十五条第二項において準用する特許法第十七条第一項の規定による手続の補正とみなす。この場合において、第五十五条第二項において準用する同法第十七条第一項ただし書の規定は、適用しない。

(国内公表等)  
第四十八条の八 特許庁長官は、第四十八条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語実用新案登録出願について、出願公告をしたものを除き、優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。))がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年八月以内に出願人から出願審査の請求があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後、国際公開がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に第四十八

条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載することにより行ふ。  
一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所  
二 実用新案登録出願の番号  
三 国際出願日  
四 考案者の氏名及び住所又は居所  
五 明細書の出願翻訳文に記載した事項のうち考案の名称及び図面の簡単な説明に相当する部分、請求の範囲の出願翻訳文に記載した事項並びに図面の出願翻訳文の内容

(実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)  
六 国内公表の番号及び年月日  
七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
3 特許庁長官は、国内公表がされた外国語実用新案登録出願の明細書、請求の範囲及び図面の出願翻訳文の内容(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く)を記載した書面を特許庁において公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、当該外国語実用新案登録出願が出願公告されたとき又は特許庁に係属しなくなつ

たときは、この限りでない。

4 第十三条の二の規定は、国際実用新案登録出願には、適用しない。

5 特許法第八十四条の九第四項から第六項まで(国内公表等)の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。  
(出願の変更の特例)

第四十八条の九 特許法第八十四条の三第一項又は第八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

(出願審査の請求の時期の制限)  
第四十八条の十 国際実用新案登録出願の出願人は、日本語実用新案登録出願にあつては第四十八条の五第一項、外国語実用新案登録出願にあつては第四十八条の四第一項及び第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第五十四条第一項の規定により納付すべ

き手数料を納付した後、国際実用新案登録出願の出願人以外の者は、優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(2)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年一月)を経過した後でなければ、国際実用新案登録出願についての出願審査の請求をすることができない。

(拒絶理由の特例)  
第四十八条の十一 外国語実用新案登録出願の拒絶の査定については、第十一条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文に記載されている考案以外の考案についてされているとき(これを理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。又は実用新案登録出願が次の各号の一に該当するとき)とする。

(国際実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録の無効の審判)  
第四十八条の十二 日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細



書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている考案以外の考案についてされたときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 国際実用新案登録出願に係る訂正の審判については、第三十九条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」とする。

3 第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)の規定は、第一項の審判に準用する。

(特許法の準用)

第四十八条の十三 特許法第八十四条の七(条約第十九条に基づく補正)及び第八十四条の八(条約第三十四条に基づく補正)の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。

2 特許法第八十四条の十(国際公開及び国内公表の効果等)の規定は、国際実用新案登録出願についての国際公開及び国内公表に準用する。

3 特許法第八十四条の十一(補正の特例)の規定は、国際実用新案登録出願の補正に準用する。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

第四十八条の十四 条約第二条(vii)の国際出願の出願人は、条約第四条(iii)の指定国に日本国を含む国際出願(実用新案登録出願に係るものに限り)につき条約第二条(xv)の受理官庁により条約第二十五条(i)に規定する拒否若しくは同条(i)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第二条(xix)の国際事務局により条約第二十五条(i)(a)に規定する認定がされたときは、通商産業省令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条(ii)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができる。

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、願書、明細書、請求の範囲、図面その他の通商産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の

決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた実用新案登録出願とみなす。

5 第四十八条の七及び特許法第八十四条の十六第五項(決定により特許出願とみなされる国際出願)の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の七第一項及び第二項中「国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、「基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、同条第二項中「第四十八条の四第一項又は第三項」とあるのは「第四十八条の十四第二項」と読み替へるものとする。

6 第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第十三条の二第一項中「実用新案登録出願の日(第九条第一項において準用する特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年四月にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日に

スボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう)第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日」とあるのは、「第四十八条の四第一項の優先日」とする。

一の二	第四十八条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき 四千元
一の三	第四十八条の十四第一項の規定により申出をする者	一件につき 四千元

(意匠法の一部改正)

第五条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。  
(特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例)

第十三条の二 特許法第八十四条の三第一項又は第八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第八十四条の五第

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一)

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案及び同報告書

七〇四

一項の規定による手続をし、かつ、同法第九十五條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第八十四條の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

2 実用新案法第四十八條の三第一項又は第四十八條の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八條の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項、同法第四十八條の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八條の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第四十八條の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

第六條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(弁理士法の一部改正)

第一條中「又ハ商標ニ関シ」を「若ハ商標又ハ国際出願ニ関シ」に改める。

第九條第一項中「又ハ商標」を「若ハ商標又ハ特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

(昭和五十三年法律第 号)ノ規定ニ依ル国際出願(以下単ニ国際出願ト称ス)」に改める。

第二十二條ノ第二項中「商標ニ関シ」を「商標若ハ国際出願ニ関シ」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第

二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「及び第四十六号から第四十九号まで」を、「第四十六号から第四十九号まで及び第五十一号」に改める。

第四十二條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「審査」の下に「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第

号)の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第四十三條の三までにおいて同じ。」を加える。

理由

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成さ

れた特許協力条約を実施するため、同条約に基づく国際出願等に関し特許庁と出願人との間における手続を定めるとともに、特許法、実用新案法等の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法律案は、特許協力条約を実施するため、同条約に基づく国際出願等に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるとともに、特許法、実用新案法等の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 趣旨

この法律は、特許協力条約(以下「条約」という。)に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるものとする。

2 国際出願

(1) 国際出願

日本国民又は日本国内に住所若しくは居

所(法人にあつては、営業所)を有する外国人は、特許庁長官に条約に基づく国際出願(以下「国際出願」という。)をすることができ

(2) 願書等

① 国際出願をしようとする者は、日本語又は通商産業省令で定める外国語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書の特許庁長官に提出しなければならぬ。

② 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

イ 当該出願を条約に従つて処理すべき旨の申立て

ロ 出願人の氏名又は名称、国籍及び住所又は居所

ハ 発明の名称

ニ 当該出願に係る発明の保護を求める条約の締約国(以下「指定国」という。)の国名

ホ 指定国について広域特許を受けようとする場合には、その旨

ヘ その他通商産業省令で定める事項

(3) 国際出願日の認定等

- ① 特許庁長官は、国際出願が次のいずれかに該当する場合を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。
  - イ 出願人が(1)の要件を満たしていないとき。
  - ロ 日本語又は、通商産業省令で定め外国語で作成されていないとき。
  - ハ (2)のイ又は二に掲げる事項の記載がないとき。
  - ニ 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
  - ホ 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。
- ② 特許庁長官は、国際出願が①のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補充をすべきことを命じなければならない。
- ③ 特許庁長官は、②により手続の補充をすべきことを命じられた者が指定された

期間内に手続の補充をしたときは、手続の補充に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

(4) 補正命令

- 特許庁長官は、国際出願が、次のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。
  - イ 発明の名称の記載がないとき。
  - ロ 要約書が含まれていないとき。
  - ハ 未成年者及び禁治産者が法定代理人によらないで手続をしたとき、それ以外の場合で代理人により手続をしようとする者が弁理士又は弁護士を代理人としないうとき等。
  - ニ 通商産業省令で定める方式に違反しているとき。
  - 五 取り下げられたものとみなす旨の決定
- 特許庁長官は、(4)の手続の補正がされないうとき、納付すべき手数料が納付されないとき等所定の要件を満たさない国際出願について、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定又は指定国の一部の指定

が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

3 国際調査

(1) 国際調査報告

- ① 特許庁長官は、国際出願日の認定をした国際出願につき、審査官に条約に規定する国際調査報告(以下「国際調査報告」という。)を作成させなければならない。
- ② 審査官は、国際出願がその全部の請求の範囲につき次のいずれかに該当するときは、国際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない。
  - イ 条約に規定する国際調査(以下「国際調査」という。)をすることを要しないものとして通商産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。
  - ロ 明細書、請求の範囲若しくは、図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるため、これらの書類に基づいて有効な国際調査をすることができないとき。
- ③ 審査官は、国際出願がその一部の請求の範囲につき②のいずれかに該当すると

きは、その旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際調査の結果を、国際調査報告に記載するものとする。

- ④ 特許庁長官は、国際出願が条約にいう発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、実費を勘案して政令で定める金額の手数を追加して納付すべきことを命じなければならない。
- ⑤ 審査官は、④により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が指定された期間内にその命じられた金額の手数を追加して納付しないときは、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を国際調査報告に記載する。

(2) 文献の写しの請求

出願人は、特許庁長官に対し、国際調査報告に記載された先行技術に関する文献の写しの送付を請求することができる。

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(一) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案及び同報告書

七〇六

4 国際予備審査

(1) 国際予備審査の請求

国際出願日の認定を受けた国際出願の出願人は、その国際出願について、その結果を利用すべき指定国(以下「選択国」という。)の国名等所定の事項を日本語又は通商産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出して、条約に規定する国際予備審査(以下「国際予備審査」という。)の請求をすることができ、

(2) 国際予備審査の請求に伴う補正

国際予備審査の請求をした出願人は、通商産業省令で定める期間内に限り、当該請求に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(3) 国際予備審査報告

① 特許庁長官は、国際予備審査の請求があつたときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に条約に規定する国際予備審査報告(以下「国際予備審査報告」という。)を作成させなければならない。

② その他国際予備審査報告については、

3の(1)の②から⑤まで及び3の(2)に準じた措置をする。

(4) 答弁書の提出

審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が次のいずれかに該当するときは、国際予備審査報告の作成前に、出願人に対しその旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

① 請求の範囲に記載されている発明に、

条約に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性がないとき。

② 国際予備審査報告において条約に規定する意見を述べる必要があるときその他

通商産業省令で定めるとき。

(5) 国際予備審査の請求件数の暫定的制限

特許庁長官は、当分の間、国際予備審査機関に関する国際事務局との取決めに基づき、政令で定める期間ごとに、その期間内において受理すべき国際予備審査の請求の件数を制限することができる。

5 雑則

(1) 代表者等

① 二人以上が共同して国際出願をした場合における手続については、出願人の代表者がこれを行い又はその代表者に対してこれを行うことができる。

② 代理人により、この法律の規定に基づ

く手続をしようとする者は、法定代理人により手続をしようとする場合その他政令で定める場合を除き、弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。

③ 出願人が執る手続の補充等の特例について規定する。

(2) 手数料

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数を納付しなければならない。(イ及びハに掲げる者は、その他に国際事務局に対する手数料を納付しなければならない。)

イ 国際出願をする者

ロ 国際調査報告又は国際予備審査報告に記載された先行技術に関する文献の写しの送付の請求をする者

ハ 国際予備審査の請求をする者

(3) 条約に基づく機関としての事務

この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは条約に基づく規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し、条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

6 施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、国際調査及び国際予備審査に関する規定は条約に規定する国際事務局との取決めが特許庁について効力を生ずる日から施行する。

7 特許法の改正

(1) 国際出願による特許出願

① 条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、指定国に日本国を含むもの(特許出願に係るものに限

る。は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

② ①により特許出願とみなされた国際出願を国際特許出願という。

(2) 外国語でされた国際特許出願の翻訳文

① 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という。)の出願人は、原則として条約にいう優先日から一年八ヶ月以内に、国際出願日における国際出願の願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

② ①の期間内に願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

③ ①により翻訳文を提出した出願人は、①の期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。

④ 国際出願日における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項であつて、①の期間が満了した時

における翻訳文(以下「出願翻訳文」という。)に記載されていないものは、国際出願日における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなかったものとみなす。

(3) 書面の提出及び補正命令

① 日本語でされた国際特許出願(以下「日本語特許出願」という。)の出願人は、(2)の①の期間内(優先日から一年七ヶ月以内に条約に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約の規定に基づき日本国を選択国とした国際特許出願にあつては、優先日から二年一ヶ月以内)に、外国語特許出願の出願人は、(2)の①の翻訳文の提出の際に、出願人の氏名又は名称、提出の年月日、発明の名称、国際出願日等所定の事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

② ①の書面の提出手続に欠陥があるとき又は①の手続をすべき者が納付すべき手数料を①の期間内に納付しないときは、特許庁長官は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずること

し、その補正がされなるときは当該国際特許出願を無効にすることができる。

(4) 国際出願に係る願書、明細書等の効力等  
日本語特許出願に係る国際出願日における願書、明細書、請求の範囲及び図面並びに外国語特許出願に係るそれらの書類の出願翻訳文を各々特許法の規定により提出した願書又は願書に添付して提出した明細書若しくは図面とみなす。

(5) 条約第十九条及び条約第三十四条に基づく補正

① 国際特許の出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正(請求の範囲についての補正)又は条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正(請求の範囲、明細書及び図面についての補正)をしたときは、条約第十九条(1)の規定に基づく補正にあつては原則として一年八ヶ月以内に、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正にあつては原則として(3)の①の期間内に、日本語特許出願に係る補正にあつては、日本語書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語によ

る翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

② ①の期間内に国際特許出願の出願人により、①の手続がされなかつたときは、条約に基づく補正は、されなかつたものとみなす。

(6) 国内公表等

① 特許庁長官は、日本語による翻訳文が提出された外国語特許出願について、出願公告をしたものを除き、原則として優先日から一年八ヶ月を経過した後、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

② 国内公表は、出願人の氏名又は名称、特許出願の番号、国際出願日、明細書及び請求の範囲の出願翻訳文に記載した事項並びに図面の出願翻訳文の内容、国内公表の番号及び年月日等所定の事項を特許公報に掲載することにより行う。

(7) 国際公開及び国内公表の効果等

① 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内

容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができ

② 当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であること

を知つて、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて、出願公告前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

(8) 補正の特例

① 外国語特許出願に係る手続の補正ができる範囲については、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に、国際出願日における国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載した事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更す

る補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなすものとする。

② 外国語特許出願に係る補正の審査官による却下については、①にかかわらず、国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面の出願翻訳文に記載された事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなすものとする。

③ 国際特許出願の補正については、特許法第四十条及び第五十三条第四項から第六項までの規定は、適用しない。

(9) 拒絶理由の特例

外国語特許出願については、拒絶の理由に特許出願が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされているとき(これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限る。)を加える。

(10) 国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判

① 日本語特許出願に係る特許が国際出願

日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発明以外の発明についてされたとき又は、外国語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされたときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができ

出願に係る記録原本を受理しなかつたと認定した場合には、通商産業省令で定める期間内に、特許庁長官に通商産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を提出し、それらの拒否、宣言又は認定が条約及び条約に基づく規則に照らして正当であるか否かについての決定をすべき旨の申出をすることができ

② 審判官は、①の無効審判の請求があつた場合において当該審判に係る審理終結の通知を発する日までに訂正審判の請求があつたときは、訂正審判の審決があるまでは、無効審判について当該特許を無効にすべき旨の審決をしてはならない。

② 特許庁長官が①の拒否等が条約及び条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、拒否等がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた特許出願とみなす。

(11) 決定による特許出願とみなされる国際出願

8 実用新案法の改正

① 国際出願の出願人は、条約の規定により、受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合若しくは国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合又は国際事務局が所定の期間内に国際

(1) 実用新案法についても特許法に準ずる改正を行う。

(2) 図面の提出

① 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、原則として

① 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、原則として

優先日から一年八月以内、図面を特許庁長官に提出しなければならない。

② ①の出願人が①の期間内に図面を提出しないとき又は①の期間内に図面の翻訳文が提出されないときは、特許庁長官は、相当の期間を指定して、図面の提出を命ずることとし、指定した期間内に図面の提出がないときは、当該実用新案登録出願を無効にすることができる。

9 意匠法等の改正

意匠法、弁理士法及び通商産業省設置法について所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、特許協力条約を実施するため、同条約に基づく国際出願等に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるとともに、特許法、実用新案法等の規定を整備するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。

昭和五十三年四月六日

商工委員長 野呂 恭一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における工業所有権制度の国際化の進展の状況にかんがみ、関係者の意見を十分聴取し、わが国の工業所有権制度全般にわたり、引き続き検討を加え、国際化に十分対応できるように体制整備について万全を期するとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 わが国を指定国とする外国語による国際出願を翻訳文に基づいて審査することにより、発明の保護を欠く等の事態を招来することのないよう、国内特許制度について適切な措置を講ずるとともに、審査体制の充実に努めつつ、必要に応じ制度の改正について検討すること。

一 特許情報の整備がますます重要となつていくことにかんがみ、(財)日本特許情報センターの格段の強化拡充を図るとともに、同センターと国公立諸機関、国際機関及び民間団体等との有機的な連携に努め、特に中小企業者等の利用の

便宜のため、諸般のサービス体制の充実を図ること。

一 わが国における出願傾向に即応した特許分類の整備と運用の充実を図ること。

一 特許庁の庁舎設備等執務環境の整備を早急に行うとともに、職員の待遇改善及び資質の向上を図るための研修制度の強化充実を図り、有能な人材の育成と確保に努めること。

一 中小企業に対する外国工業所有権出願費補助金制度の見直しを含め、この種助成措置の拡充に努めること。

昭和五十三年四月七日 衆議院會議録第二十号(二)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(六代)